大日本蠶絲會報

第四拾四號

明治二十九年二月

目次

●論說

○海外に於ける生絲の狀況に就て　金子堅太郎

○第一回蠶種繭生絲品評會祝辭　田中芳男

○九州地方に於ける桑樹萎縮病の調査　理學士 堀正太郎　農學士

●寄書

○蠶種改良論　島田重太郎

●統計

○廿八年中生絲及屑物の横濱市場入荷高○自明治十四年至同二十八年十五ヶ年間燃絲及生絲價格表○世界諸國蠶絲產出額

●問答

○蠶種貯藏に付き質問并に答○桑樹肥料、蠶種貯藏、蠶室構造に就て質問并に答○蠶蛹に就ての質問并に答○製絲上諸件、殺蛹及貯繭法に關する質問并に答○蠶絲價格の關係に就て質問并に答

●外報

○佛國養蠶成蹟○日佛兩國產絹物の前途○佛國製絲業獎勵法實施の結果○佛國製絲業獎勵法改正案○佛國蠶業獎勵金額

●雜報

○四ヶ原蠶業傳習の開始○横濱蠶絲銀行の設立認可○上毛蠶業倶樂部員の決議○長野縣蠶業家大會の結果○神奈川縣蠶絲業組合の役員○神戸生絲檢査所に就ての調査會○顯微鏡使用講習の好成績○米國機場の日本生絲○桑葉萎縮病原因及撲滅方法に關する建議案○横濱生絲檢査所の起工○生絲檢査所器械及掛員○米國の蠶絲及絹物輸入高○佛、伊、西三國の繭產出高○上州の昨年度收繭高○信州の昨年度夏秋蠶○莊內簡易蠶業學校○京都燃絲株式會社○原種用蠶種再檢査願○信濃蠶業合資會社○生絲の中より鐵棉出づ○神榮會社の事業擴張○生絲檢査所處務規定○廣島縣蠶種檢査成蹟○岩手縣二戸郡の蠶況○甲斐絹業組合の成立○前田正名氏の宣言○農務局蠶業試驗場千葉同窓會○生絲檢査所員及仝商議員○內外蠶種の試驗成蹟對照○名古屋蠶絲株式會社○養蠶紀念碑の建設

●入會の勸誘を望む

本會は本邦蠶絲業の改良進歩を圖るを以て目的とするものにして創設以來日尚ほ淺きも入會者は陸續として增加し今や已に當初の會員に十數倍し栃木、新潟富山の三縣には支會の新設をも認可するに至り會運は宛も朝暾の昇るが如く駸々乎として隆昌の域に向へり是れ固より有志家諸君が熱心蠶絲業の發達を企圖せらるゝの精神に基くと雖も然れども亦本會が斯業に向つて裨益する大且つ多なるに由らずんばあらざるなり而して其根軸たるべき事業を開發せしむるには本會員の汎く全國に渉りて最多數なるにあらざれは其の効用の多きを收むること難く其の目的を達するに足らざるものあり就ては會員諸君は精々本會へ入會者を勸誘せられんことを希望す

但本會へ入會せらるゝには一ヶ月金拾錢の割合にて一ヶ年分以上の會費を添えて申込まるゝを要す　尚ほ本會規則入用の方は郵便切手貳錢を添えて御申越相成度直に郵送可致候也

大日本蠶絲會

●稟告

曩ニ石州津和野三浦製絲場ノ現業教師タリシ野崎岩次郎君舊臘不幸ニシテ二竪ノ犯ス所トナリ鄉里鹿兒島ニ歸ルノ途次危殆ニ瀕シ熊本縣立病院ニ於テ療養ノ處藥石効ナク遽焉不歸ノ客トナレリ嗚呼悲哉抑君ノ蠶業界ニ立ツヤ斯業ノ薀奧ヲ極メン爲メ明治二十五年笈ヲ負ヒ遠ク來ツテ西ヶ原蠶業試驗場ニ入リ修得後數次同場試驗手傳トナリ或ハ出テヽ長野山形群馬等有名ノ蠶地ヲ歷遊シ製絲ニ養蠶ニ研究盡サヾル所ナク斯業ニ從事スル殆ンド十數年嘗テ其師高橋信貞氏ノ生絲繭蠶種審査法ヲ筆記シテ之ヲ印刷シ以テ江湖ニ紹介シ或ハ東北及ビ山陰地方ニ於テ養蠶製絲ノ教師トナリ蠶業界ヲ益スル其効尠トセズ今ヤ此訃音ニ接シ誰レカ痛嘆セザルモノアランヤ茲ニ聊カ君ノ靈魂ヲ慰センガ爲メ汎ク有志ノ義捐ヲ募リ之ヲ以テ蠶絲業斬新ノ器械ヲ摸造シテ伊勢神苑會ニ屬スル農業館ニ陳列シ以テ君ノ名ト共ニ永ク之ヲ不朽ニ傳ヘ蠶業界ノ參考ニ資セントス希クハ奮テ此擧ヲ贊成シ應分ノ義捐アランコトヲ冀望ス

伊藤恒三郎
松田宗兵衛
田中良太郎
庄田誠太郎
高橋元助
倉持龜吉
谷龜吉

明治廿九年一月

右義捐金ハ來ル三月三十一日限リ神田美土代町二丁目一番地大日本蠶絲會內池田蠶宛ニテ神田郵便局ヘ爲替御拂込ノ事

養蠶實用

舶來乾濕計

壹具　金壹圓貳拾錢

舶來品にして價廉なり
湯暖計其他温暖計を代用す
度目は攝氏華氏對照なり
度目の精確なる他に比類なし
荷造は弊舗自辨なり

弊舗今回發賣仕候舶來乾濕計の義は世間の粗造品と異なり海外有名會社製品中精確のもの相撰み又其内より最も度目正確の分撰抜仕り候義に有之候元來舶來品は和製品と比較仕り候へば優等なるは勿論に候へ共隨て價格高直に相なり却て御不便に候處今回發賣仕り候分は舶來品にして度目は最も精確を究め且つ價格も廉價と存し候何卒大方各位弊舗微意のある所を賛せられ續々御使用の程偏に願上候也

尚右乾濕計の義は取外し自在に攝氏華氏兩目盛に付取外して湯暖計等を兼用候へば製絲釜の温度計をも相勉め至極便利の品に有之候

當今の内御試驗被下候上來期節に御使用相成候はゝ充分御効力も有之べくと愚考仕候

顯微鏡

養蠶用　解剖用等其他種々着荷仕り居候に付御入用に候はゝ御照會被下度詳細御答可申上候

時計及裝飾品類
顯微鏡、兩眼鏡
養蠶用諸器械
醫療理化學器械

東京市日本橋區本町三丁目十一番地

商　玉屋支店

大日本蠶絲會報第四拾四號

●論說

◎海外に於ける生絲の狀況に就て

第一回小集會演說

金子堅太郎

諸君、本日は大日本蠶絲會の第一回品評會に於きまして私に何か一場の演說をする樣にと云ふ幹事長岡君からの御依頼でございました、承はる所に依りますれば此蠶絲會は何れも蠶絲のことに專ら御研究なされた學士諸君、及び又數年蠶絲製造のことに御經驗のある御方、及び又蠶絲の貿易に從事せらるゝ當業者諸君の御會同と云ふことでございまして我ゝ蠶絲業を專問とせぬ者の演說は左まで諸君を益することは無いと私は自から信じまして、實は御斷りをするのが至當でございまする、けれども只今私の奉ずる所の職務上、又蠶絲は日本の農業、工業、商業に關して重大なる關係を以て居るが故に國民としても此事に付ては多少の考を有たなければならぬことゝ私は信じまする、故に無經驗無學を顧みず一場の意見を御話したいと思ひまする、暫らく清聽を煩はしたいと考へます、然るに昨夜來少し風を引きまして大層咽喉を痛めて居りますから或は十分御話が出來ませぬかも知れませぬが其段を御斷りを致して置きます、私が御話を致しまするのは海外に於ける生絲の狀況に付て少しく私が觀察

したことを御話しやうと思ひまする、此問題も勿論外國に御出でになつた御方はもう私が申さぬでも疾に御承知のことゝ存じまする、併し未だ外國に御出でにならぬ御方は幾分か御參考にならうと思ふ、又目今外國に於ける生絲の狀況と云ふものは戰勝後には最も我が日本の蠶絲業の當業者を刺激するの時機に達したことは馬關平和條約締結の後に外國人が續々内地の工業場を廻はり、又日本の諸貿易に付て畫策し、種々の狀況に照して尤も必要と思ひますから將來當業者は一日も此事は忽せにされぬ問題と思ひますから聊か諸君に私が希望する點の前置と御承知を願ひます、

私の學問は蠶絲などのことには關係はございませぬが、先年來國家經濟の點から常に好んで田舍の蠶業地なり、工業場なり、或は貿易地などを暇さあれば巡廻して其狀況を見たり、又再三歐米諸國を巡廻して其國の工業の有樣、其商業の有樣等を多少目擊した眼を以て又其地に參つて内外の狀況に付て器械的觀念を以て多少觀察しました、何れの時か時機があつたら夫れを世に公けにしたいと思つたが今迄は機會を得なかつたが、目今職務柄と言ひ、度々實業家諸君なり、又斯の如く蠶絲會から御招を蒙るは實に私の爲めに好運なる時機でございますから僭越を顧みず一場の演說を試みたいと考へます、

數年前度々田舍を廻はりました時に山梨縣の猿橋、或は谷村、又信州の諏訪、福島縣の福島、或は上州の前橋で絲を下げ絲と稱して生絲を二七とか三八とかの夜市に賣りよつたことを目擊した、御列席の諸君もあの地方から御出でになつた方は夜市で生絲を販賣したことは御承知でございませう、其時私も何の爲めに下げ絲よりは上州の坐繰の束ねた絲の方が能く賣れるかと云ふことを聞きました、どうした譯か知らぬが、此下げ絲よりは坐繰の斯う云ふ束ばにした方が横濱に行きますと云ふことを前橋でも聞いた、福島でも聞いた、何故夫れならば下げ絲を止めて坐繰の束ね方に改良せぬかと言つたら今其積りであると言つた、其積りならば私が一言當業者に言ふて置くが、若し横濱の生絲商人が此地方に來て生絲を買ふ者があるときには如何なるものが好く賣れるか又如何なるものは賣れ口が悪るいかと云ふことを能く注意して置いて君達は其後自から進んで横濱に行つて商館の番頭に付て其理由を聞くのみならず、又商館の主人に付て之を聞き質し、若し言葉が分からなければ外國商館の通辯を以て外國人に話をすれば何が故に或る製造の生絲は能く賣れると云ふとは聞くとが出來るではないか、此田舍の夜市に於て賣るが宜いと安心してはならぬ又横濱に送つて需用者があれば夫れで宜しいと云ふて安心してもならぬ必ず將來は進んで君達の作らるゝ生絲は外國に於て如何なる狀況であるかと云ふことを知らなければ是れから先の生絲の經濟は立つまいと十數年の昔私が當業者に度々勸告したこともありました、然るに御承知の通り今日生絲を夜市に賣ると云ふことは恐らく日本に跡を絶つたらうと思ひます、又絶たなければならぬ、併し夜市の生絲が進んで横濱に於ける日本の生絲商の見世先に賣買される樣になつたなら今一層進んで横濱の商館の門前で取引することを止めて進んで生絲の消費地たる

歐米に於て直に取引をして貿ひたい成る程或る部分は同伸會社なり、生絲同盟會社なりの手を經て、横濱から亞米利加紐育に送られて賣られて居るが、是れ誠に少數でございます、斯の如く日本の蠶絲業と云ふものは變遷しつゝある、三八、二七の夜市の生絲の貿易は既に跡を絶つて今は横濱の貿易になつて居ります、併し宇内の形勢から論じ來りますれば、生絲貿易が横濱の貿易に止つて宜しからうか、決して宜しくない、諸君も亦横濱の生絲商に手渡して夫れで蠶絲業の前途は宜いと云ふ決心はありますまい、必ず需用地たる所の米國紐育に直輸出して、彼の地方に於て直に機屋に賣送むか、又は彼國の生絲仲買商の手を經て各地の機屋に賣り込むまでに發達させねばなりますまい是れ蠶絲業の將來を計畫するに於ては諸君が決心をしなければならぬ、此は國家經濟の點から此決心を以て蠶絲業の將來を計畫せぬければならぬ、此戰勝後の軍備擴張、國家の形勢の一變するに應ずる丈けの富源になさむと考へまするのみならず、蠶絲と申しまするものは申さぬでも御承知の通り日本第一の貿易品である、昨年の輸出の如きは四千萬圓を超過して居る、歳入の半分は即ち生絲の賣り高でありまず、此は單に外國に行つたのが四千萬圓以上、近頃聞く所に據りますれば今年は五千萬以上になつて外國に輸出して居ると云ふことでありまず、加之内地の各地方に於て潰す所の生絲も亦何千萬と云ふことは明かである、蠶絲業は斯の如く日本國民の生計上、日本國民の産業上に最も必要なものである、恐らく日本の貿易品として蠶絲の右に出づるものは目今ありませぬ、又將來と雖も其上に出づるものは私は

見當らぬと思ふ、蠶絲の如きは國家の經濟の大本であるから生絲の工業が發達すれば知らず識らず國家が富豪になるのである故に是れから先き十數年の間は國家經濟上に於ける養蠶家の關係は最も重大である、一朝此蠶絲の輸出の上に於て何か影響を蒙つて若し外國に向ふて生絲の輸出に多少の蹉跌を蒙つたときには内に於ては何百萬の人民に忽ち影響を及ぼすことは火を視るより明かであります、又五千萬圓以上、即ち政府の歳入の半額以上に超過して輸出する蠶絲でございますから國家經濟の上から政府としても之を忽せにしてはならぬ、此將來の計畫は國家的觀念を有つて國家的の經濟の上から政府は當然之を計畫するは目下の急務であると私は考へます、

然るに悲しいかな生絲の今日の狀況を見ますれば製造の方法、及び販賣の方法は日本が宇内の强國に仲間入をしたにも拘らず、日本は宇内の貿易場裡に入つて膨脹するにも拘らず、生絲の製造方及び販賣方は依然として舊時に止まり舊態に泥んで居つて國家經濟の眼を以て計畫をされて居るや否やと云ふことを私は諸君に御尋をしたい、日本が宇内の列國に仲間入をして、宇内貿易の一部分を握らむとする今日なれば我生絲の製造方及び販賣方も亦宇内各國と競爭する丈けの計畫をしなければならぬ、此計畫は蠶絲業當業者を除くの外私は適當なる人物を見出すことは出來ぬと斷言するに憚らぬ、顧みまするに絹織物の製造方及び其賣買の方法、又美術工藝品の改良及び販賣方に付ては海外視察の急務を感ずることは實に甚しい、既に織物とか工藝品とかに付ては當業者は外國の需用地を廻つて其情況

を熟察して以て內地の工業の發達を計畫しつゝある、此織物及び工藝品でございますれば既に農業區域を去つて、工業區域に進入して居る、如何んせむ此生絲に付ては未だ農業の方に固着して工業の方に進入すると云ふ徵候を顯はすことが多少でございましたが、未だ著しくないと云ふことは私は今日の現況であらうと考へます、農業の區域に固著して居ればさまで外國視察の必要はございますまいが、既に工藝界に這入つて工藝品として宇內の貿易品となる曉に於ては宇內の貿易の景況を視察し、又商業の現況を觀察することは最も生絲經濟の上に於ては必要と考へます、然るに我が日本製絲家に於て每年外國の機場を廻つて我が造つた所の絲は如何なる使ひ途に使はれて居るかと云ふ事、又之が機に掛つて如何なる有樣を呈して居るか、之が染屋に行つて如何なる色付であつたか、又我生絲で織り上けたる織物は需物者が着物に造つていつ迄もあるか、又もてないか、又如何なる評判であるかを視察して歸つて來て我が邦の生絲を改良される諸君が幾人でございませうか、私は伺ひたい、五千萬以上の生絲を出すにも拘らず、外國の情況を視察して將來を計畫する事業を自ら任じて居る人は誠に曉天の星の如くであらうと思ふ、然るに外國に行つて今私が云ふ樣に伊太利なり佛蘭西なり又支那なりの絲と日本の生絲とを並べて觀察して見れば日本の絲には數多の欠點がある故に此の如き外國視察は日本の生絲の改良上尤も速に着手しなければならぬことである、併し外國に於ける生絲の視察は先づ假りに今日は爲す人がないとしました所が我日本の土地にある何萬人と云ふ製絲家があるが、其人の工場中に於て伊太利の絲の見本は之である、佛蘭西の絲は之である、支那の絲の見本は之である、我が工場の絲は之であると、四品を並べて其優劣を鑑みて其優を採り、其劣を去つて我生絲を改良せんと欲して學理的研究をして居る製絲家が幾人あるか、是も私は誠に僅々たるものであらうと思ふ、第一に必要なる外國視察の手段も採らず又第二に必要なる外國生絲の見本を陳列する手段にも據らずして此宇內の貿易品たる生絲の製造と云ふことが果して國家的の經濟になるだらうか、日本人民の永久の產業として如何に此生絲が宇內に賣り捌かれるやを今少し考へて將來を計畫して貰ひたい、故に外國に行て彼國に於て我が生絲と競爭して居る伊太利支那の生絲を熟視し又伊太利、佛蘭西、支那の工場に行て彼等の絲が我が絲を傷け、我が絲の販路を塞ぐ所以を鑑みなければならぬ、右の如く外國に於ける競爭國の生絲の實況を視察せずして我生絲の粗製濫造を防ぎ、生絲の改良をすると云ふことは私は何に依つて其目的が達し得らるゝか、又何の標準に依て粗製濫造を防がるゝか、私は外國視察を措て他に方法を發見することが出來なからうと思ひます、故に今日宇內の貿易を日本が引受けて遣る以上は……又宇內の貿易は日本の今日の有樣では我邦が當然計畫すべき位置に立つて居ると考へます、然らば進んで商賣氣を去つて亞米利加の機場を廻つて日本の生絲はどふなつて居るかを知るのは今日の急務と考へます、恰も數十年の昔、猿橋、谷村、前橋、福島の夜市で賣りよつた觀念ではもういかない、即ち明治二十八年の今日は谷村猿橋のことは夢と化し去つたから五千萬圓輸出する樣になつた、

然らば今日尙ほ進んで横濱あたりに固着せず、彼の紐育の市上に於て外國人が如何に我生絲を使用して居るか、我が生絲は彼國の機屋の目的に適するか、外國人は如何なる觀念を我生絲に對して持つて居るかを探索するのは宛も十數年の昔日に於て前橋の生絲商人が横濱に行つて其情況を探索をしたと同樣の必要がある、此計畫を今日せぬければ私は生絲は將來に於て發達することが出來ぬと思ふ、

先に申しました通り私は經濟的の觀念を以て歐米各國を廻つたときに生絲を消費する工業場へ參つたことが度々ある又十數年來內地に於ける生絲產出地を巡廻して多少養蠶又は製絲のことも知つて居る故に先年紐育を巡廻したときに日本の生絲を織物に潰す所の機場へ行つて實際見た、幸に其地方に友人も居りまして其業に專らな人でありますから委しく見せて貰ひました、伊太利、佛蘭西、支那の絲と日本の生絲とを相並べて見た所が日本の生絲がいつち奇麗である、其光澤と云ひ、色合と云ひ又束ね樣と云ひ、見た所は至極宜しい然るに伊太利の絲は見た所は麁末で一見したときに劣等とか見られぬ、併し之を練つて謹讀貿を拔いて機に掛けたるときには日本の絲とは雲泥の違ひで日本の絲は機に掛ければ絲は全く昔日の光澤も失せ之に反して伊太利の絲は最に粗雜のものであつたのが一朝變じて完全無欠の絲になる、先づ夫れは宜しいとした所が玆に尤も悲むべき事がある米國の機場に於て伊太利、佛蘭西、支那、日本の生絲を縱絲として鍋の梭で之を反物に織り上ゞる所を一見しましたが一と廻り器械が廻つて梭摺をする時に日本の絲は皆「けば」だち又簇が明かに見える、又反物にならぬものに付て一見した事がある米國の機屋に於て生絲の優劣を試驗する爲に各國の生絲を器械に掛け單に鍋の梭を上下せしめて生絲の性質を研究する事を見ましたが日本の絲は忽ち「けば」だつて實に見るに忍びぬ、然るに伊太利の生絲と支那の上海の製絲場で作つた生絲は「けば」も立たず實に上等でありましたが日本の絲は下等であつた故に佛蘭西、伊太利、支那、日本と等級が米國に於ては定まつて居る、此の如き生絲は日本の何處から出たかと云ふに私は少し憚るから產地は言ひませぬが、大抵諸君は御想像が御付きなさるだらう、其地方の名譽に關するからどこから出たと云ふことは私は申しませぬ、併し其地方のみならず日本の絲は凡てさう云ふ性質である、そこで彼米國人が曰く是れだから日本の絲は縱絲にならない其證據に織り上つたものを見せうと云ふて絹物になつたものを見せましたが實に一言もない、織り上げた絹物にぽつゝと「けば」だつた所がある然るに佛蘭西、伊太利の絲を以て織りたる反物には滿面一つもない而して米國人又曰く是れだから御前さんの國の絲は如何ほど熱心して改良しても縱絲にはならない、横絲にするより外に仕方がない、依て日本の生絲を横絲にのみして織りたる反物を御目に掛けやう横絲にすれば梭摺がないから此「けば」が出來ないと言ふて絹地を見せられたときには私は實に日本の生絲の改良は機場の有樣を見るに非ざれば駄目だと云ふ觀念を起しました、然らば到底日本の絲は縱になるのはないか紐育に來て居る日本の生絲の內には一ッも縱絲になるものは無

いかと云ふに少しはある、夫れは何處かと言へば伊勢の室山の伊藤氏の絲位でござります、又奥州の佐野製絲場から來たのが縱絲になる、然るに如何んせむ此二ヶ所位の生絲では誠に數量が少ないから米國の如き大きな工場で以て何十萬の反物を織出すときには此二ヶ所の絲では迚も足りないことは殆んど九牛の一毛である、故に已むを得ず伊太利より數量の多い絲を買ひ取ると云ふことである、又支那の上海の製絲場の絲は近年著しく進歩して居ります、恐らく日本の絲より進歩して居ると思つて居つたが、果せるかな紐育在留の我が日本領事の報告に據ると上海の絲は日本の絲より上等であつて、上海のは縱絲になつて我が日本の生絲よりも賣買代價に於ては上に位して居る、是れは蠶業者の注意すべき報告と云ふことが紐育の領事から通告があつた、先年私が米國に於て上海の生絲を見た時より一變して餘程進んだが、日本の生絲は依然として舊態に固着して居る、故に外國に於ける機場の狀況を見ることは蠶絲業の業務の上に於ては尤も必要であらうと私は思ひます

（以下次號）

◎第一回蠶種繭生絲品評會祝辭

大日本蠶絲會
名譽會員　田中芳男

私は此頃中旅を致しまして昨日歸りました、又明日旅へ出ます積りでござんす、甚だ多用でありますからして今日出ましてどうも是れと云ふて申上る丈けの考案も立つては居りませぬ、夫故に箇樣な題で此會を祝するより外ございませぬ、併し祝辭と云ふて一字二字申しても御愛敬がございませぬから是れに蛇足を附けて此蠶絲會を祝さうと考へます、私は此蠶絲の事業に就きましては我國に必要なるものと云ふことは能く了解して居ります、さて其道に付て巧者の御方に向つて彼是申上げる丈けの材料は持つて居りませぬ、併し此蠶絲の事業と云ふものは維新前には銘々勝手の事業でありましたが維新後は次第に外國貿易が開くるに付て追々進みました、始めは甚だ不行屆であつたが追々學術を應用するやうになり、又世間に冷遇されて居つたのも次第に上下共注意するやふに立至りました、又民間に於ては蠶絲會と云ふやうなものを立てる運びになり、又蠶絲會に於ては今回の如く品評會を御開きになつて三百有餘點の御出品もあつて大いに向後の參考にならうと思ひます、斯く追々進みますに從つて此會が勿論率先者となつて居るに違ひはありませぬ、又其方の學者先生も世の中に段々と出來て西ヶ原の養蠶傳習も追々發達になり、從つて卒業して世間實地の事業に從事する人も澤山出來ます、蠶種檢査の事も各地に追々開けまして殖える狀況になつて居ります、又今回は生絲檢査所が出來まして外國に輸出する絲は檢査して出す規模になりました、斯く進みましたのは國家に對して實に喜ぶべきことであらうと思ひます、此蠶絲と云ふものは甚だ細いものでありますけれど之が國家を維持する所の大綱であれば實に大切と云ふことは申すまでもございませぬ、斯樣に皆さんが御勉强の上に於て追々と發達致しました、尙ほ此上はどこ迄發達致さうとも此御國の在らむ限りは十分に發達させて萬國に比類の無い產物に致すやうに成したいと思ひます、斯樣に御勉强なされて今更此上御勉强のなされやうもないが、隨分世間には利己主義で己ればかりの利益を計る爲めに物產に疵を附けることがあると

考へます、昨年征清軍の起りました以來御承知の通り我國の兵と云ふものは始終幸福を得て居りまして、連戰連勝の結果に至つては即ち將校士卒が奮發して專心一意之に從事したから起つたに違ひはありませぬが、又其間に天から祐けられ神から護られたことが屢々あつて國家危急の秋には天の祐け神の護りを得ると云ふことは我國に於て尤有るべきことゝ思ひます、夫れで左樣なる天祐神護は戰爭のみに在る譯ではございませぬ、夫故に此國家を維ぐ所の大切なる蠶絲の業に從事する人も專心一意此事業の發達に從事したら昨年來征清軍が何時も連戰連勝の位置に進む如く幸福を得ると考へます、然る時はどうか其精神を持つて專心一意我國の物產の發達に從事するやうになりたいと考へます、其發達を致します導きをなすものは此蠶絲會が最も其任に當るのでございます、其任に當る所の蠶絲會員が今日斯樣な品評會を開くと云ふのは結構なことでございます故に聊か是等の事を述べて今日の蠶絲會を祝するのでございます、

◎九州地方に於ける桑樹萎縮病の調査（前號の續き）

大日本蠶絲會員　理學士　農學士　堀　正太郎

熊本市の近傍に、演武場と申す所がございますが、大層廣い畑でございます、明治九年に始めて桑の木を植えたんだそうでして、今日まで、始終桑の苗木を仕立てゝ居る畑と、養蠶をする爲に苅桑をして居る畑とがございます、最初から始終苗木を仕立て居る所の桑畑では、今日まで殆んど萎縮病を見ません、私は廣い畑で僅に三本縮んだのを發見致しました、然るに苅桑をして蠶を飼ふ所でありましては、萎縮病の爲に既に三回も植替へをして、今頃植はつて居る所の桑は明治九年に植えたものから丁度四代目に當るさうでございます、苗木畑に萎縮病の少ないと申す事は、先年三河の國を巡回致しました節にも、有名の養蠶家小柳津忠民氏から承つたことがございます、なぜ萎縮病が苗木を仕立てる桑畑に少なくして、苅桑畑に多いかと申しますに、切り取る季節が遲ふからでございます、御承知の通り苗を仕立てるには、春の芽が延びたのを一部分地中に埋込んで置いて、葉の落ちて仕舞つた頃から春の芽出し前までに之を切離すのでございます、植物の眠て居る季節に枝を切るのですからさまで害にはなりません、所が苅桑はどうであるかと云ふに、先刻御話しをした通り極生育の盛んな季節に切離しますから、其葉が一枚もないやうになります、ですから枝を切ることが萎縮病を起す原因にはなりませずして、唯葉を無暗に殘酷に採り去ると云ふことが一の原因になります、愛知縣の桑樹萎縮病試驗場にて致しました試驗に矢張り同じ樣な結果を得ました、其試驗は、桑の樹の芽が出て、葉が二三枚も開きますれば直ぐに摘み採り、後に芽が出づれば又それを摘み採り、彼是二週間目位に摘み採りました所が、五回目には皆縮んだ芽が出て參りました、又春芽が伸びんとしまする頃に、一種の害蟲が附きまして、其爲めに芽が皆腐りました桑の木がございましたが、後から出た芽も亦其害を受けまして、終には後の芽は皆んな縮んで出て參りました、それから今一ッの試驗には、春芽が伸びまし

てから、度々先の方の開いた葉一二を殘して下の方の葉を悉皆摘み採りましたのでございます、こう云ふ風に五回許り摘葉を續けましてから後に、試驗桑の十二本の中半分を幷の通りに根刈を致しました、所が、其根刈をした分だけは皆縮んだ芽が出ましたが、刈らない分は皆無害でございました、此等の實地の例や、試驗の成蹟から見ますると、益々葉を殘酷に採ることがよくないと云ふ事が判ります、刈桑をすると云ふのは葉を悉く摘み採ると云ふ事と同じ事でございます、からして萎縮病が多い道理でございます、高木仕立摘葉をする桑では幾分か葉が殘りますから萎縮病が少ない道理でございます、又面白い一ッの御話がございます、明治二十五年の末でしたが、農商務省から萎縮病調査に愛知縣を巡回しました節に、名古屋市内に縣立の桑園がございまして、澤山苗木が仕立てゝありました、所が其節に縣廳から、右の苗木を拂下げても差支ないかとの事を問合せがございました、私は其桑園には萎縮病が澤山見えましたから、病毒が蔓延してはよくないと思ひまして、拂下げは止めた方が宜しからうと申しました、それで縣廳では、作つた苗木八百本許を愛知縣農事試驗場の畑の傍の方に、垣根の樣に假植えをして置いたのが今日までそつくり殘つて居ります、けれども今迄少しも葉も取りませず、又刈りも致しませぬから、一本も萎縮病が見えませぬ、之を見ましても葉を採ると云ふ事が大變に關係を持て居ることが判りませう、又刈桑をしまするのも前申しました通り季節の關係がございますから、なるべく桑の木に障りのない時に切りさへすれば萎縮病の恐れはありませぬ、併し此刈桑と云ふことは、今日養蠶上是非とも必要な方法でありますからして、之を止めると云ふことは到底出來ませぬ、ですから刈桑をしても、萎縮病に罹らない樣に仕立てねばならず、又適當の方法にて刈取らなければなりませぬ是れから桑の肥又は肥を遣る季節が大變關係を致しますとを御話し致します

養蠶季節は桑の木に取つて切つてはならぬ時でございます、其切つてならない時に切らねばならぬからして、其則戒に應ずる丈の備を、桑の木にしなければなりませぬ、之を人間に譬へて見ますると、丁度身躰の極弱い人の樣なもので、いつも寒い時、暑い時とか、不時に氣候が變りました時には、病氣になり易いものでございます、又無理疲我慢をしますれば直ぐに身躰に障りまする、身躰の弱いものは必ず病氣に堪へる力が弱いものでございます、桑も同じことで、其身躰を丈夫に作つて置きさへすれば、切つてならぬ季節即ち生育の盛んなる季節に之を切つても、其則戒に耐へることが出來ますから、萎縮病に罹ることも少からうと私は考へます、萎縮病の多い地方にて、桑の肥及び肥を遣る季節を調べましたに、大抵皆即効肥料を澤山に用ゐます、一段歩刈桑の貫目をなるべく殖やそうと云ふ考へからして、芽出し前に澤山に與へます、さうすれば芽の延びかたが大變よろしくなります、それから養蠶季節に刈りますと直ぐに又澤山の肥を遣りまする、此時に肥を遣ると遣らぬとで、芽の延び方は倍半分の差が起りますから、此時に素人は餘程澤山に與へる、又土用中芽が一尺乃至二尺位にも延びました時にも與へる、九州地方の桑の肥の遣り方は今申ました通り、春芽出し前と養蠶の季節に刈取

た後と、土用中の三度に致します、又甚だしきは寒中にも與へるやうでございます、こう云ふ具合に即効肥料を度々澤山に與へますからして、桑の延び方は宜しいに違ひないが、必ず桑の木が丈夫でないのである、早く延びたものは組織が柔かであります、水分が澤山あります、一般に植物は、早く延べば必ず其組織が、柔かいと云ふとは免れぬことであります、桑の木を早く育て延ばせやうと云ふ考へで、芽が出る間際に、窒素質に極く富んだ即効の肥を多量に遣れば、桑の延びは宜しいのは當前でありますが、其結果は必ず柔かになると云ふとは免れぬことでございます、

これから肥料の關係を、九州の實例に依つて御話を致します、九州で重に養蠶の盛んな所は、福岡大分熊本の三縣でございます、熊本と大分とは、餘程桑の作り方が仍寄て居ります、大分の作り方は、熊本を手本にして居りますから萎縮病も兩縣下に澤山ございます、福岡の方は肥や又肥を遣る季節が、丸で兩縣下と異つて居りまして、重に寒中に油粕を與へて居る、所が大分熊本であると、春の芽出前から土用中までの間に、三度水肥を與へて頻に桑の延び方をよくするやうに勤めて居る、夫れであるから萎縮病の出來方は二縣下では非常に多ほでございます、福岡縣であると、萎縮病は滅に稀で、私が巡回中萎縮病の話に一向頓着しない所がございませした、是れは三縣下全躰に就ての觀察でございます、

（以下次號）

寄書

蠶種改良論

大日本蠶絲會員　脇田重太郎

最近の統計に於て我國蠶種の掃立枚數は三百有餘萬枚之より收むる所の蠶繭は百五六十萬石なり今此收繭を以て掃立の蠶種に割當る時は一枚に付僅かに五斗内外の量に過ぎず試みに普通蠶種一枚の卵の粒數を見るに凡六萬粒以上あるを以て若し此者が差なく生長し悉く繭を結びしならば一升の繭數を三百粒として貳石以上の收穫はあるべき割合なれども實際に於て斯の如きは到底望むべからざる事なれば假りに發生前後の掃捨て且つ飼育中の遺失及其他のものを合せて四割を減ずるとするも尚ほ壹石貳斗の收繭はあるべき筈ならずや去りながら空く失する差引殘量七斗は强ち蠶種の不良にのみ歸すべからずと雖も此五斗内外の收繭たる依然十餘年來の舊觀にして其間當業者の技術人智の發達に伴れて多少進歩せし跡なきにあらざれば究極蠶種不良の結果として國家が年々數千萬圓の損失をなすと言ふも敢て過言にあらざるを信ずるなり試みに見よ近く吾人が栽培する所の桑樹に於て其葉の大小厚薄及枝幹の堅否皆其親に似て收葉の上に多少の差等を生ずるを加之親株の盛衰は著るく子苗の發育に影響し又彼の萎縮病に耐ふるの强弱あるにあらずや聞く伊佛の養蠶家が蠶兒を取扱ふ有樣は我國の如く周到ならざるも蠶種の撰擇には及ぶ限り力を盡すを以て收繭の多き遙かに我上にありと收繭多ければ多き程粗繭即ち屑繭益々少きは普人の知る所なり又想ふに我國の蠶絲が伊太利或は佛蘭西に及ぶ能はざるは唯り製絲上の技術に於て及ばざるのみならず畢竟其原料たる繭繭に於て既に不良なるに基因せずんばあらず去れば蠶種を改良して良繭の增殖を圖るは唯と養蠶家の爲めに急務たるにあらず日本蠶絲の

品位を進め其聲價を海外に發揚し而して邦家富强の財源を增進するに於て最も急務なりと謂はざるべからざるなり是を以て余は養蠶業上種々の改良を希圖するが中にも第一蠶種の改良を希圖するの念は勃々として自ら禁ずる能はず遂に養蠶業を思ふ一片の衷情溢れて茲に此論を草し以て大方の敎を乞はんとするに至れるなり

抑も我國の蠶種が不良の傾向を生じたる其基因を追究するに或は明治の初年輸出蠶種の盛なる當時を夢み其後一般の蠶種家が再び其技を演せんとする不良心常に頭腦を離れざるに由るとは雖も其實供給が需用を滿たす能はずして自然蠶種家をして此所に至らしめたるや疑ひを容れず彼の明治廿年前後兩三年總て農作物の價格非常の低廉を極はめたるに蠶繭のみ唯り好價を有したるが如きは最も重き一因にして今の所謂新塲と稱せらるゝ養蠶地方は昔當時の起業にあらざるはなく從て我國養蠶業者の多數は此時に於て增加せられたりと謂ふも不可なき有樣なりしを以て其際世の風潮が如何に養蠶業の昌盛を致したるや推て知るべし是を以て蠶種の優遇は恰も渴者の飲に於る如く饑者の食に於るが如く之を求むる何ぞ其良不良を問ふの暇あらん爾來養蠶の年一年に盛なるに伴れて需用供給益々其權衡を失し不良の蠶種家益々不良の蠶種を製造して巨利を擅したるもの少からざれば一般の蠶種家が皆利の爲めに不良に流れて遂に販路の澁滯を來すに至るも正當の良種を製造して其本分を全くせんとするものなきは豈に痛歎すべきにあらずや試みに蠶種を盛んに製造する東北地方蠶種家の內幕を窺へば玉繭、薄皮繭、不正形繭等の不良繭を混ずるは勿論甚しきに至りては良繭を販賣し其屑繭のみを以て製種用に供するものあり稀には玉繭、屑繭等の不良繭を撰別するものなきにあらざるも是れ只一時の外觀を衒ふに過ぎずして其實は之を他人の氣の付かざる土藏若くは最寄りの家屋に移し置き其發蛾するに及んで竊かに蛾のみを持來りて混淆し或は晩春蠶種と稱する夏季の飼育に係るもの或は中巢と稱する掛合せ二化蠶種或は蠶種の高さ一尺を何圓と定むる如き不良種を買入れ之に自家の製造印を捺し或は中書

の文字を製造後に變じて之を精撰蠶種の如く假裝する等種々の惡手段を以て養蠶家を欺くの方法は實に至らざる所なし故に信州製のものが上州製の蠶種となり秋蠶種が春蠶種に化して販賣せらるゝが如きことあるは決して怪むに足らず世の養蠶家たるもの宜しく之を記憶し彼等が口舌に欺かれて不測の失敗を被らざらんことを期すべし

近頃養蠶業進步の一現象として蠶種改良の聲到る處に起る是れ大に賀すべき事なりと雖も其撰擇する所の方法如何を見るに多くは從來の硯學的顯微鏡檢査にあらざれば卵面の鑑定法を以てするに過ぎず是れ果して十分なる撰擇法なりと謂ふを得べきか意ふに此二法たるや既に十餘年來蠶種檢査の法として行はれ來りたる所謂陳腐の法なれば彼の奸譎手段に拔目なき蠶種家何ぞ之に對する十分の備へをなさずして蠶種を製造するが如き迂濶を學ぶものあらん彼等が此撰擇法を冷評して言ふ所を聞くに曰く卵面の鑑定法は恰も吾人が嫁を迎ふるに只容貌の美のみを以てするが如く又顯微鏡微粒子毒の檢査は盲人が象を評するに異らず抑も外面の美を粧ふものの必ず人質善良にして且つ貞操なるか盲人が尾の一部を撫して象を蓄木の如きものなりと云ふ象の本躰果して蓄木の如きものなるか如何にも象に尾あり蠶病中微粒子病なきにあらざるも象は決して蓄木の如きものにあらず養蠶の失敗强ち微粒子病のみにあらずと余未だ此言の當否如何を知る能はずと雖も時として或は卵面の鑑定法を喋々するもの夏秋蠶種を强健の春蠶種なりと誤認し又顯微鏡檢査に重きを置くもの只微粒子毒なければ直ちに善良の蠶種なりと速斷し其實玉繭、屑繭等の不良繭より造られたるものなるや否やをも知らざるが如きことなしとせず意ふに蠶種を製造後に於て其良否如何を鑑別し他日發育する蠶兒の健否を豫知するは最も至難の業にして其確實なるを保することは縱令熟練の養蠶家と雖も難んずる所況とや未熟のものに於てをや

凡そ事物の弊害を除去して其改良を圖らんとするに種々の方法あるべしと雖も究極其由來せる原因を

穿鑿し而して其弊を除去すると新たに善良の元素を注入し漸次其害をして自滅に歸せしむるとの二途に過ぎざるなり玆に蠶種の不良を改良し以て斯業の利益を增進せんとするには甲乙孰れの方法に從ふべきか抑も從來實施する所の視學檢査其他の改良法に於て今に至るも實効を奏せず或は反て種々の弊害を增加し組製濫造をして甚だしくせしめたるやの感なき能はざるは畢竟其方法の宜しきを得ざるに由るものにあらずして何ぞや余は素より積極の方法を以て蠶種の改良を希ふものにあらずと雖も徒らに朽ちたる木を雕るが如き迂法を學び絶望の蠶種家に向て精良蠶種の製造を依頼するとを好まざるなり故に今や當業有志者の改良心に勝へて蠶種製造の一革命を企てんとするの止むを得ざるに至れり蓋し其方法たる到る處の各養蠶地方には共同の蠶種製造場を起して各其飼育すべき蠶種を製造し而して今後は蠶種家の手に由りて製造せられたる所の蠶種は一切之を購求せざらんと欲す然り而して此事たるや不良蠶種を防遏せんとする一時の彌縫策に出でたるものにあらずして親蠶の性質即ち無形遺傳の完全なる蠶種を得て養蠶の實益を增進せんとするにあるなり請ふ之より少しく其理由を述べん

第一氣候の關係　凡そ動物は其生息する所の氣候に慣れて自然に其性を成すものなり若し突然之を他の地方に移さんか爲めに其健康を害し病を發するに至る殊に蠶の如き蟲類は其害を被る最も甚だしく子卵亦其性の遺傳を受く故に蠶種を風土の異なる他地方より求むるは宜しく忌避すべきとなりとす抑も蠶は其祖先を一にし最初同一地に生じたるものなるとは蓋し吾人が一の祖先より出でたると一般ならん然りと雖も現に鹿兒島地方の如き暖地の飼育に適するものと又北海道の如き寒地の飼育に適するものとは各進化の事情を異にするものあるや敢て疑ひを容れず固より人爲の如何に由りて之を左右するを得べしと雖も其性を變じて土地の氣候に慣れしむるまでには蓋し幾多の星霜と幾多の苦辛とを重ねざるを得ず然るに近來漫りに蠶種を風土の相異なれる隔絶の地方より求めて之を試育せんとするもの多し思はざるも亦甚だしと謂ふべし

我日本の國土は左のみ廣しと云ふにあらざれども南琉球地方と北々海道との氣候如何を考ふるに甲にありては年中桑葉の凋落する事なき程暖かなるに乙にありては米毛も十分の成育をなさゝる程寒きにあらずや又本土と雖も氣候變動の主因者たる山嶽は到る處に起伏し或る地方に於ては雨量濕氣の多き期を五六月即ち入梅前後なりとするも他の或る地方に至れば全く之と相反し寒中却て雨雪量の甚しき事あるが如く氣候は各地同一なる能はざれば其間に生息し而も生命を氣候の爲めに左右せらるゝ蠶兒の如きは各其慣れ得たる所の氣候中に養はるゝにあらずんば完全の生活をなし完全の結繭を爲す能はざるや論を俟たざるなり殊に養蠶の季節は寒暑交代の爲めに氣候の變動一年内に於て最も甚だしき時なれば僅かに一の山を隔てたるのみにて甲は暑さに苦むも乙は却て冷かなるに困るが如きとなきにあらず抑も養蠶遺傳習慣性の異る蓋し思ひしよりも大なるものあらん去れば蠶兒に完全の發育をなさしめて善良の結繭を收んとするには必ずや其性に悖らずして蠶種は同一氣候中に於て製造するの策を講せずんばあるべからざるなり　（以下次號）

統計

◉廿八年中生絲及屑物の横濱市場入荷高

昨廿八年一月より十二月に至る十二ヶ月間に全國各地方より横濱市場に入荷となりたる生絲及屑物の數量幷に二十七年との比較は左の如し

	廿八年度	廿七年度	比較增減
生絲	一二六、三六二	一〇六、三二八	增 二〇、〇三四

府縣	個數
青森縣	二〇個
奈良縣	二四
長崎縣	四一
北海道	四四
高知縣	六一
鹿兒島縣	六二
香川縣	六五
德島縣	六六
熊本縣	一三七
山口縣	一四九
石川縣	一五八
宮崎縣	二三三
大分縣	二八三
大坂府	二九六個
福岡縣	三三〇
和歌山縣	三七二
福井縣	四六五
廣島縣	五〇七
愛媛縣	五六五
秋田縣	六〇七
栃木縣	八二四
島根縣	八八〇
千葉縣	八八七
岡山縣	九六三
富山縣	九八七
兵庫縣	一、〇九三、五

生絲の部

府縣	個數
三重縣	一、〇五九
鳥取縣	一、二二三
滋賀縣	一、四四〇、五
宮城縣	一、七一六、五
茨城縣	一、七七一、五
京都府	一、八七八
靜岡縣	二、〇一二、五
神奈川縣	二、七三二、五
東京府	二、七三九、五
新潟縣	三、〇六九
山形縣	三、〇七九、五
岩手縣	三、一五三
愛知縣	四、一二七、五
埼玉縣	四、七九六、五
岐阜縣	五、三二八、五
山梨縣	八、四五二、五
福島縣	一五、二三九、五
群馬縣	一六、五四七
長野縣	三五、八七七
合計	一二六、三六二

屑物の部

府縣	個數
石川縣	一一個
長崎縣	一二
山口縣	一三
廣島縣	一七
福井縣	三四
鳥取縣	三六
愛媛縣	三九
富山縣	四八
三重縣	一四二
京都府	一五三
秋田縣	二四一
愛知縣	三八三個
千葉縣	四二四
岩手縣	四五六
島根縣	四八〇
宮城縣	五二二
兵庫縣	五七四
新潟縣	六四二
栃木縣	七〇三
靜岡縣	八一六
神奈川縣	九一四、五
滋賀縣	一、三四三

茨城縣	一、四四九
山形縣	一、七八五
岐阜縣	三、三五四
山梨縣	三、四八四
東京府	四、三二四
埼玉縣	四、三二七
福島縣	七、一二六
群馬縣	一〇、〇九七
長野縣	一五、六三五、五
其他	三五
合計	五九、六二〇

◎自明治十四年至同二十八年十五ヶ年間撚絲及生絲價格表

種類	國名	等級及纖度	明治十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年
縱絲	佛蘭西	器械一等 ヂニール 28/22	自七八法 至八〇法	自六九法 至七一法	自六五法 至六六法	自六三法 至六五法	自六四法 至六五法
	ピエモン		七四 七六	六九 七一	六四 六六	六二 六四	六四 六五
	伊太利	二等 28/22	六九 七〇	六五 六六	五八 六〇	五六 五八	五九 六〇
横絲	伊太利	二等 28/26	六六 六七	六二 六四	五七 五九	五五 五七	五八 六〇
	支那	自一等至二等 45/40	五九 六一	五六 五七	五六 五八	四五 四七	四六 五〇
生絲	伊太利	二等 14/10	五九 六二	五六 五八	五二 五四	五〇 五二	五二 五三
	支那七里絲	四等	四三 四四	三八 三九	三九 四一	三二 三三	三四 三五
	支那カヒン白絲	自二等至三等	四四 四六	三九 四一	四〇 四二	三二 三五	三三 三五
	印度ベンガル	一等 12/10	五二 五四	四四 四七	四〇 四二	三三 三五	四二 四五
	日本	器械一等 12/10	六〇 六二	五六 五七	五五 五七	五一 五三	五四 五五
	支那廣東	器械二等 12/10	五六 五七	五〇 五二	四六 四七	四一 四二	四五 四六

種類	國名	等級及纖度	明治十九年	同二十年	同廿一年	同廿二年	同廿三年
縱絲	佛蘭西	器械一等 ヂニール 28/22	自六六法 至六七法	自六〇法 至六二法	自六〇法 至六二法	自六六法 至六八法	自五八法 至六〇法
	ピエモン		六六 六七	六〇 六一	六二 六四	六七 六九	六〇 六二
	伊太利	二等 28/22	六二 六三	五七 五九	五七 五九	六二 六四	五五 五六
横絲	伊太利	二等 28/26	六一 六二	五六 五八	五六 五八	六〇 六二	五三 五四
	支那	自一等至二等 45/40	五二 五四	四七 五〇	四九 五二	五〇 五四	四六 五〇
生絲	伊太利	二等 14/10	五七 五八	五〇 五一	四八 五〇	五七 五九	四八 四九
	支那七里絲	四等	三九 四〇	三四 三五	三六 三七	三三 三五	三五 三六
	支那カヒン白絲	自二等至三等	三六 三八	三二 三四	三四 五六	三三 三六	三二 三五
	印度ベンガル	一等 12/10	五〇 五二	三九 四〇	三九 四一	四五 四七	四二 四四
	日本	器械一等 12/10	六二 六三	四九 五一	五〇 五一	六〇 六一	四九 五〇
	支那廣東	器械二等 12/10	五二 五三	三八 四〇	四四 四五	四九 五〇	四一 四二

種類	國名	等級及纖度	明治廿四年	同廿五年	同廿六年	同廿七年	同廿八年
縱絲	佛蘭西	器械一等 ヂニール 28/22	自五二法 至五三法	自六五法 至六七法	自五二法 至五三法	自四四法 至四五法	自五四法 至五六法
	ピエモン		五二 五四	六七 六八	五四 五五	四六 四七	五五 五七
	伊太利	二等 28/22	四八 四九	六三 六四	五〇 五二	四二 四四	四九 五〇
横絲	伊太利	二等 28/26	四六 四七	六一 六二	四八 五〇	四〇 四二	四七 四八
	支那	自一等至二等 45/40	四〇 四三	四四 四七	三九 四二	三四 三七	三七 四〇

生絲						
伊太利	二等 14/11	四三　四四	五六　五八	四四	三七　三九	四二
支那七里絲	四等	三〇　三一	三三　三四	二八	二四	二七
支那カヒン白絲	自二等至三等	二七　三〇	二六　二九	二一　二五	二〇　二二	二二　二四
印度ベンガル	一等 12/10	三四　三六	三七　三八	三三　三四	二九　三〇	二九　三〇
日本	器械一等 12/10	四六	五七	四二　四三	三七　三八	四三
支那廣東	器械二等 12/10	三七	四〇　四一	三二　三五	二八　三〇	三二　三四

右は佛國ビコルタン新聞紙より飜譯したるものにして毎年十二月三十一日の絲價に係る

◎世界諸國蠶絲產出額（官報掲載里昂蠶絲商組合報告飜譯に據る）（基單位）

西歐諸國					
佛蘭西	六五〇,〇〇〇	五六六,〇〇〇	六四〇,〇〇〇	八五二,〇〇〇	八九六,〇〇〇
伊太利	三,四四三,〇〇〇	三,二一〇,〇〇〇	二,九六五,〇〇〇	三,九八四,〇〇〇	三,四四九,〇〇〇
西班牙	八三,〇〇〇	九九,〇〇〇	七二,〇〇〇	七七,〇〇〇	九〇,〇〇〇
澳地利、匈牙利	二七一,〇〇〇	二八一,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	二四三,〇〇〇	二六六,〇〇〇
計	四,四四七,〇〇〇	四,一四七,〇〇〇	三,八九七,〇〇〇	五,一五六,〇〇〇	四,七〇一,〇〇〇
東方諸國					
アナトリア（アルース其他地方）	一八一,〇〇〇	一三五,〇〇〇	二〇六,〇〇〇	三二八,〇〇〇	三五五,〇〇〇
西里亞	三九〇,〇〇〇	二九〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	四六六,〇〇〇
サロニック、ヴォロー、アドリアノーブル等	一八〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二一〇,〇〇〇
希臘	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	四五,〇〇〇	三八,〇〇〇
計	七八一,〇〇〇	六四五,〇〇〇	八一一,〇〇〇	一,一四三,〇〇〇	一,〇六九,〇〇〇
中央亞細亞					
高加索	二〇〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇
絕東諸國					
支那（上海輸出）	三,六七六,〇〇〇	三,八三四,〇〇〇	四,〇六六,〇〇〇	四,二一五,〇〇〇	三,七八七,〇〇〇
同（廣東輸出）	一,二四三,〇〇〇	一,二〇一,〇〇〇	一,四七六,〇〇〇	一,三八六,〇〇〇	一,三五四,〇〇〇
日本（横濱輸出）	二,〇一八,〇〇〇	二,九九四,〇〇〇	二,八五八,〇〇〇	二,六八五,〇〇〇	三,〇八四,〇〇〇
印度（カルカツタ輸出）	二二四,〇〇〇	二二九,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二八七,〇〇〇	一九九,〇〇〇
計	七,一六一,〇〇〇	八,二五八,〇〇〇	八,六五〇,〇〇〇	八,四七三,〇〇〇	八,四二四,〇〇〇
總計	一二,五八九,〇〇〇	一三,二四〇,〇〇〇	一三,五三八,〇〇〇	一四,九七二,〇〇〇	一四,三六九,〇〇〇

該表を通覽するに世界諸國蠶絲產出總額は明治二十三年より二十六年までは年々多少增進を示したるも昨年（二十七年）に於ては六十萬三千基の減退あるを徵すべし又該表に擧ぐる所の量數の多寡に據り各蠶絲產出國の占むべき地位を定むるに其順序左の如し

支那、伊太利、日本、佛蘭西、西里亞、アナトリア、澳地利匈牙利、印度、高加索、西班牙及希臘

明治二十五年より二十七年に至る佛國蠶絲產出額前表に揭ぐる所と曾て報告（在里昂領事報告）せし所と逕庭あるものは甲は繭の收穫高に據り推算したる製絲量を揭ぐ乙は獎勵金支給細則に準じ製絲家屆出の製絲量を示し甲乙調査の基相同じからざるが故なりと信ず

◎問　答

◎蠶種貯藏に付き質問

大日本蠶絲會員　土屋龜次郎

蠶種貯藏具を左圖の如く大小二箇の瓶を用ゐて作れば可ならんと云ふ者あり蠶卵生理上利害如何なるものなりや御考說を乞ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　本多岩次郎

冬季蠶卵を貯藏するには百蛾の產附せる卵に對し五合五勺の空氣を與ふれば決して空氣缺乏の爲め害を蠶卵に及ぼすことなきは數年間の試驗によりて明なり故に質問の小瓶の容積は右の割合より大なれば決して蠶卵生理上害あることなきなり然れども小瓶の代りに木箱を用ゆる方反て便ならん此場合にありては箱の長さ一尺二寸五分幅八寸五分にして一枚(百蛾分)に對し五分の厚さなるを要す二枚なれば一寸三枚なれば一寸五分等と爲せば可なり而して二器間には粉糠を入るゝを良とし其間隙は成るべく大なるを宜しとす(右の割合なれば木箱は密閉するも害なし而して箱は桐若くは松の材を用ゐ凡て乾燥なるを要す)

◎桑樹肥料、蠶種貯藏、蠶室構造に就て質問

大日本蠶絲會員　桔川熊重

(一)是迄桑樹の肥料は何品を用うるも害なきものと信じたり然るに世間にては肥料に因りて害ありと云ふに由り生倘ほ愚考するに水仙、朝顏の如きもの其根を斷絕して之に米を容るゝときは赤色の花咲き又烟草畑に隣りたる桑葉を蠶に與ふれば直ちに害を顯はす是を以て之を推せば害あるものゝ如し如何

(二)蠶種を密閉貯藏するに石灰を入れて効ありと云ふ果して然らば百枚入れの貯藏器とすれば何程の分量を以てして宜しきや

(三)俗に蠶は酒の香を好むと云ふ又臭氣强きものは蠶の衛生上に害ありと云ふ然らば酒藏と相對して蠶

室を造るに於て害の有無如何

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　本多岩次郎

(一)桑樹は肥料の蠶種に因て蠶兒に有害なる物質を含有するものにあらず烟草畑に隣れる桑園の葉の蠶兒に害あるは決して桑樹の根部より蠶兒に有害なる物質を吸收せるにあらずして烟草葉の汁液桑葉に附着せるに因るならん要するに蠶兒に有害なる物質は桑樹之を吸收せざれば桑樹に施す肥料は如何なるものを用ゆるも害を蠶兒に及ぼすことなきなり

(二)蠶種を密閉貯藏するに其貯藏箱十分乾燥せるものなれば生石灰を入るゝの必要あらざるなり

(三)酒藏と相對して蠶室を造るも差したる害あらざるなり

◎蠶蛹に就ての質問

大日本蠶絲會員　五十嵐惇爾

(一)蠶蛹を搾りて油を取るには如何なる裝置を以てせば可なるや但大仕掛に非ずして成るべく小製絲家に實行し得らるゝ方法を敎示せられよ

(二)蠶蛹より搾取したる油は如何なる途に使用すべきや又其搾粕は搾取前の物と肥料上幾許の差異ありや分析表あらば之をも併示せられんことを望む

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　本田岩次郎

(一)簡單にして小製絲家の實行し得る蠶蛹搾油器は普通葉臺搾油器を代用せば可なり而して搾油に先ち蠶蛹を日光に曝し乾かすこと四五日にして鍋又は煮釜にて之を煮り其十分乾燥したるとき臼に入れて碎き次に蒸籠に移して之を蒸し其上より水蒸氣の漸く噴出するを度とし右搾油器械に入れて壓搾するなり

(二)右搾取したる油は精製したるものと雖も多少臭氣を有するを以て勿論臭氣を厭ふ所には之を使用するを得ず又器械に用ゐて適當ならず唯搾取したる後は精製し數年を經て燈火に用ゐるの一途あるのみ然れども學理應用の今日なれば或は他日精製の法を改良し諸種の用途に供するを得るに至るならん又右油滓と搾取前の蠶蛹と肥料上の比較は左に示す分析表に據りて之を知るべし

	窒素	燐酸
蠶蛹(百分中)	七、四七	〇、九八
蠶蛹油滓(仝)	九、九五	一、三八

剝篤亞斯

〇、四五
〇、四七

◎製絲上諸件、殺蛹及貯繭法に關する質問

大日本蠶絲會員　小林由太郎

(一)絲質の精良を望むは專ら原料繭の撰擇に在りと聞く果して然らば其撰擇は纖度を以て目的となすべきか或は形狀を以て目的となすべきか完全にして簡便なる方法を敎示ありたし

(二)繰繭鍋は半月形と圓形と孰れか製絲に適するや且其利害得失如何

(三)製絲工女技術檢査の輕便にして公平なる方法を問ふ

(四)殺蛹及貯繭の最も完全なる方法を問ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　高橋信貞

(一)原料繭の撰別は纖維を齊一ならしむるを以て第一の目的とす第二の目的は繭の重量を均しからしむ

るに在り故に先づ撰別をして簡易ならしむるの方法は篩を以て繭の大小を區別するを良とす

(二)二條繰なれば圓形なるも可なり若し三條繰又は四條繰なれば勢ひ半月形ならざるを得ざるものとす

(三)工女の技術を檢せんと欲せば先づ原料繭に就き一粒繰又は繭數粒を截斷し蛹を脱して絲量を計り而して屑絲量二割乃至三割を除き之を正當固有の生絲量とし時間を定めて繰絲せしめ纖度の細大、絲量の多寡、色澤の良否、接類の有無等を檢するを通則とす輕便と云ひ簡便と云ふが如き固より完全なるものあるを知らず

(四)殺蛹法は蒸汽熱直接に繭に触れしめずを用ひて殺蛹するを善しとす又貯繭法は蛹躰に含有する所の水分を除去して生繭量の三分の一以内に迄乾燥せしめ後再び濕氣に觸れしめざるやうブリキ罐に厳めて貯ふるに在り

◎蠶絲價格の關係に就て質問

大日本蠶絲會員　細井德藏

我が生絲相場の高直なるは外國爲替に因るものゝ如し而して聞く所に據れば英佛獨等にては複本位の說益〻輿論と爲り居るが如し若し之が實行の曉に至らば我が生絲に及ぼす關係は少からざるべし其曉に至るも尙ほ本邦は伊佛の蠶絲を壓倒する地位と便宜とを有するや否や

大日本蠶絲會拔藝委員　橋本重兵衛

答

答辯を爲すに先も先づ今の金單本位國たる歐米諸國が昔時金銀複本位制たりしときの蠶絲價格は如何なりしか詳しく說明を要す而して之れを說明するには當時に於ける產絲高と之れに其價格を生すべき所の產金銀高とを擧げ如何に金銀複本位制時代に如何に蠶絲の價格を保有しつゝありしかを示さゝるべからず蓋し價格の下落とは貨幣上騰の謂ひにして而して物價の昂騰とは貨幣下落の反應なればなり左に複本位時代の概概を示せば

自一八六六年至一八七〇年(複本位時代)五ヶ年平均世界產絲總高　八百參拾萬基

全　上　總平均價格　拾六億六千四百萬法

平均生絲壹基に對する價格八拾法とす

而して佛蘭西一番絲一基に付平均百拾法とす

全上五ヶ年間世界產金高七拾萬九千五百基　此總價格貳拾四億四千三百八拾三萬百八十基
平均壹ヶ年產出拾四萬千九百基　平均壹ヶ年四億八千八百七拾六萬六千四十六基
全上五ヶ年間　總產銀高六百六拾九萬五千四百二十五基　總價額拾四億八千七百八拾五萬七千三百四十三法
平均一ヶ年百三拾三萬九千〇八拾五基　平均一ヶ年貳億九千七百五十七萬千四百六十八法

即ち產金高壹に對する銀九倍四分八厘に當る

一八五〇年以來產金高俄に增加し來りたるなり表中一八六六年より七〇年迄の期限矢張此金銀塊產出の饒多なりし時代と知るべし一八九三年以前四百年間平均金壹匁に對する銀拾九匁〇九厘の割合也以上は複本位時代に於ける產金銀高にして而して當時已に金壹、に對して銀九、四八、に當る蠶絲の如き當時に於ける平均八拾法(一基に付)にして而して佛一番絲平均直は實に壹百拾法なりとす一八七〇年普佛戰爭の結果價逸は償金として金貨五拾億法を佛國より受領することゝなるや始めて金貨單本位制を施行し先づ自國に於ける銀塊銀貨を一擧に市場に出して賣却否放逐策を試みたりこれぞ抑も此銀貨暴落の濫觴にして爾來歐米の諸國競ふて此單位制となりたれば遂に前記の多額なる銀塊は忽ち其姿を失ひ或は東洋諸國へ漂流し來りしものあり或は空しく庫中に納藏せらるゝに至る等何れにしても此

多數の銀塊一時歐米の市場より驅逐し盡されたるとなれば素より今日の下落怪むに足らず即ち銀貨國たる我蠶絲の金貨國たる歐米へ自然輸出の旺盛なるべき場合となりしなり而して此多額の銀塊を全然歐米の市場より驅逐し盡したる彼れは果して此多額の硬貨を驅逐せし代りに一方より金貨を以て補充する以上は毫も其間に增減なきものゝ如く從て單に銀貨と金貨と交換したるに過ぎざる可き如くなるも奈何せん產金は其割合に增加せず素より咄嗟の急に補塡を容さゞれば從て彼れ諸國に於ける在金高は未だ俄かに複本位時代に於ける在金銀高に比して甚しき差等なきを得ず即ち複本位時代に於ける硬貨と商品の比較に對し勢ひ硬貨の方減少したるにより經濟法の原則として貨幣の騰貴を招き商品即ち蠶絲の遞次下落して遂に一八九四年に至り佛壹番絲高直五拾貳法（金貨）安直四拾法の下落を見はすに至れり畢竟歐米諸國貨幣の原料即ち金銀の二者が俄かに寧ろ少數なる金にのみ依ることゝなりたるより貨幣頻りに昂騰して物價即ち蠶絲の反對に下落を招きたるものなり而して其金貨の騰貴せし丈け銀貨國たる吾れの輸出貿易に好便利を得ることゝなりしなり

然るに此勢ひを倒まにして貴說の如き彼れ歐米諸國が俄かに複本位制となすこともあらんには或は銀貨の騰貴を招き從て我蠶絲輸出上の好利便を失ふ如く思惟すべきも這は畢竟前に記せし貨幣と商品の比較增減の權衡により其價格に昂低を來たすものたることを知らざるの罪にして申さば歐米の金貨國が俄かに金銀複本位制となるともあらんか前記多數の彼驅逐銀塊銀貨は忽ち復た歐米の市場に流布し多々益々要して多々益々銀の價格即ち金に對する差違の縮少を見るに至るべし是れ自然の數にして而して單に此一點より看察するときは成程銀貨の昇進のために吾蠶絲の如き先づ第一に其影響を受けて頗る不利益の位地に立つべきものゝ如く見ゆるも已に前に陳べし如く凡そ物價の高低とは皆貨幣增減の割合より生ずる反應に過ぎざることを知らば如何に其複本位制のために銀貨の流通が貨幣全躰の上に非常の增殖を來すべきや想像するに難しとせず已に其貨幣全躰の上に於て非常の增殖を來たすものたる以上は銀貨の如き其增殖に伴ひ自然に騰貴こそすれ貨幣增殖すれば勢ひ貨幣と物價との權衡上貨幣の方下落すべき數となれば物價即ち蠶絲の如きも亦此貨幣下落物價騰貴の原則中に包含せられ自然其價格を昇進すべき數となるべければ差引き銀貨上進のために受くる影響に比較し決して優劣なきものと信ず況んや一般の貨幣增殖すれば從て一般の購買力亦自然に增殖すべき場合あるをや決して憂慮を要せざる筋ならんと信ずるなり尤も蠶絲の產額の如きも遞次增殖して今日は復た昔時複本位時代の數量に非ざることなりと雖も已に世界の全般に於て日に需用增加の傾向ある今日是又單に其供給增加のために起るべき恐慌なしと信ず蓋し社會の進步に伴ひ日々人類生活の程度を高めつゝあるの結果自然蠶絲の需用を促し來ることあるべし

之を要するに今日の金單本位制を變更して俄かに複本位制となすことありとするも夫がために受くる吾蠶絲貿易上の影響は只其一時變更前後の短期間に過ぎずして自然貨幣增殖すべければ其物價昇進の原則のために決して之が爲めに受くる恐慌なしと信ず

外報

◎佛國養蠶成蹟

昨二十八年佛國に於ける養蠶の成蹟に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より同年十二月十三日附を以て外務省（左の如く報告ありたり（本會報第三拾七號參看）

本年（二十八年）佛國の養蠶成蹟に關しては曩に蠶繭收穫の概算を掲げ報告せしが今農務省農務局の調査に據るに曩日掲記の概算と大差あるを見ざれども尚ほ細目の統計を掲げて參考に資す（但し左表の一「オンス」は二十五「グランム」なり）

養蠶者員數	一三九、九九六人	日本種	五〇、三〇〇
孵化に供したる蠶卵高	二一二、四二七（オンス）	佛國復製日本種	二一九、六一四
		其他外國種	六二、三九一
內		各種の蠶卵毎「オンス」に對する生繭平均產額	
佛國種	二〇三、八五五	佛國種	四三・九九四（キログラム）
日本種	一、三〇八	日本種	三八・四五七
佛國復製日本種	五、六二四	佛國復製日本種	三八・九三八
其他外國種	一、六二四	其他外國種	三八・四一八
前記蠶卵高に對する生繭收穫高	九、三〇〇、七二七	蠶種用に供したる繭高	三〇七、八四六（キログラム）
內		製種高	九〇三、一二九（キログラム）
佛國種	八、九六八、四二二		

蠶卵「オンス」の平均市價

佛國種	九・二一（法）	佛國種	二八二（法）　製絲用
日本種	八・六〇	日本種	二五六　同
佛國復製日本種	九・三四	佛國復製日本種	二七七　同
其他外國種	九・一三	其他外國種	二七〇　同

生繭一基の平均市價

佛國種	二八二（法）　製種用	佛國種	三五三（法）
日本種	二五六　同	日本種	三二三
佛國復製日本種	二七七　同	佛國復製日本種	三三〇
其他外國種	二七〇　同	其他外國種	三八八

◎日佛兩國產絹物の前途

墨國に於ける本邦及佛國產絹物の前途に關し墨府發兌「ユニヴァルサル」新聞所載なりとて同府駐在帝國總領事室田義文氏より昨二十八年十二月二日附を以て外務省へ左の如く譯報ありたり

日清戰爭の終局以來日本の商業界は頓に一變し今や破竹の勢を以て增進しつゝあり蓋し戰捷の餘光と銀貨低落の影響は云ふまでもなく商業界の勃興を促したる原素たるべく墨國に於ても亦銀貨の低落は他の銀貨國と均しく國產の發達、輸出品の增長を促したるは事實に照して明瞭なりとす

當時墨府に在りて親しく其商業に從事するアンドレ、ベゾフ井ルスは日、佛兩國產の絹物に關し佛國巴里發兌の一新聞に投書して曰く日本絹の墨國に輸入せらるゝ高は近來實に著しき增加にして將に佛國產絹と市場に驅馳して强大なる競爭を起さんとす

明治二十七年中各國より墨國に輸入したる絹物は左の如し

佛國	墨銀　七五八、九四二・〇七（墨）	白耳義	同　一五四・〇〇（墨）
獨國	同　三五、〇五三・二〇	西班牙	同　四、九四四・〇〇
澳國	同　三一八・〇〇	北米合衆國	同　一〇八、八三〇・四〇

瑞西	墨銀	八、〇九五・〇〇	日本　墨銀　三〇・〇〇

以上の表に依り日本輸入絹を佛、米兩國のものに比すれば殆ど九牛の一毛だに及ばず然れども日、清平和克復後は日本絹の輸入は漸次增加し又同國の產絹業も將來益〻發達するの狀況にして現に本年一月以降四箇月間墨國に輸入したる日本絹は其代價に於て墨貨三萬五千弗に上り則ち前表示す所の輸入表に對照して千六十六割の增加にして正しく前表中の第三位に位し一箇年間に於ける獨逸輸入絹と殆ど同一なりとす若し此勢を以て本年（昨二十八年）歲末まで繼續せば日本絹の輸入高は合衆國と比肩するに至るべし日本絹の需要斯の如く增進せし理由は蓋し其代價の低廉にして品質の優良なるに外ならず尤も「グロセス」及「モアレス」の如き丈夫にして厚重なる品質に至りては未だ里昂製品と競爭するの域に達せずと雖も日本絹の特色は「スラス」、「ボンヲー」及「ガサス」等の如き薄輕き品質に在りて殊に無摸樣又は縫飾等あらざるものに至りては獨特の品質に富むものと謂ふべし而して此種の絹物にして墨國市場に需要せらるゝ所以は著心好く又外見に富み自ら墨國の氣候に適し居るの結果と云はざるを得ず加之代價の點に於て日、佛間著しき相違あるが故に若し里昂絹製造家にして將來を慮り今日より日本絹に對し競爭して之に打勝つへき至當の改良法を講ぜざれば墨、佛間絹物貿易は日本產絹のために遂に市場外に驅逐せらるゝの不幸に陷るべし

ペンワ非ルス氏は目下墨國市場に於て專ら取引せらるゝ日、佛兩國產絹に關し精密なる調査を爲し比較表を製して當業者に少からざる便益を與へたり今茲に無摸樣「ボンヲー」に附きて其一例を擧げんに該品は佛國に於て一「メートル」に附き一法四十參にして之を當時の爲換相場二法七十五參を以て墨貨に換算すれば五十一仙に當る而して同種同幅員の品にして橫濱に於ける代價は一「メートル」三十七錢にして之を墨貨に換算すれば三十八仙五厘に當る試に其原價、運搬費等を計算せば實に左表の如き相違あるを見る但し里昂に於ける手數料は原價の五分にして橫濱に於ては一割六分なり

橫濱	元價	三七仙	手數料	五仙九	運賃雜費	三仙七	輸入稅	四八仙	計	九四仙六
里昂	同	五一仙	同	二仙六	同	一三仙	同	四八仙	同	一、一五仙六

以上の表に依れば日本絹の里昂產に比し一「メートル」に附き二十一仙の低廉なり又里昂製絹「ボンヲー」に附きて墨府市場の賣價は二弗五十二仙にして橫濱に於ける同種のものは一圓三十五錢なり之を里昂產のものに比し一弗十七仙の安價とす又日本「ガサス」の如きは佛國產より一弗三十七仙方低廉なりとす

日、佛產絹の元價に前述の如き著しき相違あるは一に日本職工手間賃の低廉なるに依るべく要するに墨國に於ける日本絹の需要は將來甚だ多望なるべきは疑なき事と謂ふべし但し墨國海關稅高率の結果は一般輸入品の高直を促し商業家の常に困苦を訴ふる所なり

◎佛國製絲業奬勵法實施の結果

佛國に於ける製絲業奬勵法實施の結果に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より昨二十八年十月十五日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

佛國製絲業奬勵法實施の結果たる年々繰釜の數に增加を促し製絲業の資力をして大に增進せしめたるにも拘らず生絲製產額の之に伴ひて昂進せざるは寔に奇異の現象なりと謂はざるべからず此原由を索るに先ち該奬勵法實施後茲に三箇年間年々製絲業資力增進の程度を再記して參考に資す

明治二十五年	二口取繰釜		三九七
	二口以上取繰釜		九、八〇五
	附屬釜		一、六一四
	計		一一、八一六
	生絲製産額		七二六、八四一
同二十六年	二口取繰釜		二〇四
	二口以上取繰釜		一〇、六四八
	附屬釜		一、八一〇
	計		一二、六六二
	前年に對し	（增）	八四六
	生絲製産額		七三六、六九二
	前年に對し	（增）	九、八五一

同二十七年	二口取繰釜		一七五
	二口以上取繰釜		一一、〇五二
	附屬釜		一、八九〇
	計		一三、一一七
	二十六年に對し	（增）	四五五
	二十五年に對し	（增）	一、三〇一
	生絲製産額		七二四、四二二
	二十六年に對し	（減）	一二、二七〇
	二十五年に對し	（同）	二、四一九

是に由りて之を觀れば奬勵法實施以來年々製絲業資力の增進せるは昭然たる事實なりとす然るに昨年は前二箇年に比し繰釜數增加せしにも拘らず反て製産額に減縮を呈するが如きは最も奇異の變態なり今左に蠶業社會の錚々たる或る論者の所說を掲げ參考に供す

夫れ纖度の細太は生絲製産額の增減に關係を有すべきものにして昨年纖度九乃至十二の細絲需要の首位を占めたるが如きは固より製産額減少の一原因として算すべきものなりと雖も是を以て昨年繰釜數の增加せしにも拘らず製産額の減縮したる所以を審にするに足らざれば或は原料繭粗惡にして繰製上幾多の煩雜を與へ爲に製産額の減少を來したりと假定するも昨年外國繭を以て繰製せし生絲量は僅に六萬千百九十九基即ち製絲總額七十二萬四千四百二十二基の十一分の一に過ぎざるを以て是れ亦製産總額の主因と認むべからず夫れ斯の如く纖度の細太、原料繭の品質兩ながら昨年の製産減額に關する所些少なりとせば必ず他に理由の存する所あるべし試に勞働の方面を觀察するに奬勵法實施二箇年後の昨年に於ては釜數殆ど十分の一即ち千三百一の增進を示し明治二十五年一萬千八百十六より進みて一萬三千百十七に達し而して昨年は例年よりも製絲業の進行順當にして全國殆ど休業を告ぐることなかりしも一日の勞働時間に於て十二時間を減じて十時間に制限せられたれば每日二時間即ち六分の一の減縮は自ら製産額に影響を及し終に之をして釜數と駢進するを得ざらしめたるものにして一方に製絲機械改良、釜數增加の得あるも一方に時間減縮の失あり得失相償ふべきを以て勞働時間の減縮は即ち前記奇異の狀態を顯出したる主因なり

◎佛國製絲業奬勵法改正案

佛國に於ける製絲業奬勵法改正案に關し里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より昨二十八年十一月二十三日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり（前項參看）

佛國製絲業奬勵金支給年限は去る明治二十五年一月十三日發布の法律を以て六箇年と制定せしが二十九年度會計法に於て右年限を八箇年に延長し而して奬勵金一箇年の定額を三百萬法とし之を一箇年間の勞働時間に應じ全國製絲家に割付することゝ爲し如何なる場合たりとも該金高は各種の繰釜に對する既定の年額を超過すべからざるものとし若し豫算定額に不足を告ぐる場合には先づ外國繭の繰製に供したる繰釜に對する奬勵金を廢し次に全體の奬勵金を比例的に減じ以て不足を償はんとは前內閣商務卿の考案なり該案の主義は當時の內閣議長兼大藏卿に於ても協贊せる所なりと雖も尙

ほ本案實施に關し製絲場監視上に困難の有無諮問のため間税局長より其部下の官吏にして製絲業奬勵法實施に關し監視の任を帶ぶる役員に對し去る十月二十九日附廻文を以て右報告方通達ありたり

要するに本案は奬勵金支給年限を延長し以て奬勵金支給額を減じ歳計豫算の平均を得んとする目的に出でたるものゝ如し現内閣が本案の取捨は之を知るに由なしと雖も本件は佛國製絲家利害の關する所甚大なるを以て彌々二十九年度商務省豫算定額討議の際本案を提出するに於ては製絲家の利益を代表する南方選出の議員は固より之が通過を妨ぐべし

◎佛國蠶業奬勵金額　千八百九十六年度佛國蠶業奬勵金豫算定額に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より昨二十八年十二月十三日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

曩に報告したる當國製絲業奬勵法改正案（去月二十八日本欄内參看）なるものは其後内閣の更迭に依りて消滅に歸したるものと見え過日代議院に於て商務、工務兩省本年度豫算案討議の際本案提出の事もなく又之に關する議員の質問もなかりき

來年度歳出蠶業奬勵金豫算定額は代議院會議に於て左の如く可決せり

製絲業奬勵金　三、三〇〇、〇〇〇法　養蠶業奬勵金　四、八〇〇、〇〇〇法

但し製絲業奬勵金に對する商務、工務兩省の請求額は四百十萬法なりしが調査委員に於て前顯の額に減じ又養蠶業奬勵金に對する農務省の請求額は四百九十萬法なりしが大藏卿に於て前顯の額に減じたり

◎雜報

◎西ヶ原蠶業傳習の開始　農務局西ヶ原蠶業試驗場に於ける本年の傳習生は客月三十一日迄に悉く入場し本月一日より傳習を開始せられたり當日は藤田農務局長公務上の都合にて臨場するを得ざりしを以て蠶茶課長岡技師之が代理を爲し高橋技師田原技師等も亦臨場して試驗場詰の技師技手と共に開場式を擧げ岡技師は傳習生に向つて告ぐる所ありて翌二日より直ちに授業に從事せり本年傳習擔任の教師は理學博士佐々木忠次郎、練木喜三、農學士青山元、松永伍作、農學士本多岩次郎、芝山直清、農學士河原次郎、仝辻暢太郎、二宮鶴松の諸氏にして又其學科は動物學、植物學、理學、化學、土壤論、肥料論、氣象學、桑樹栽培論、養蠶術、蠶躰生理病理、蠶躰解剖、製絲法、顯微鏡用法、害蟲論、養蠶實習是なり而して傳習生は六十七名にして之を甲乙兩組に別ち外に傍聽生三十九名總計百六名なり

◎横濱蠶絲銀行の設立許可　資本金三十萬圓を以て計畫したる横濱蠶絲銀行は本月十二日付にて大藏大臣より設立許可の指令ありたるに付き直ちに開業の準備に着手せしが同行にては來月四、五、六の三日を以て一株に就て金十二圓五十錢づゝ第一回の拂込を爲さしむると云ふ

◎上毛蠶業倶樂部員の決議　群馬縣に於ては二十八年度より地方税を以て蠶種檢査規則を施行し來りしが同縣蠶業倶樂部は本月九日總會を開き全國畫一の檢査所を施行せられんことを當局者に

請ふことに決し各郡當業者一千餘名の調印を得たるを以て上京委員として角田喜右作、福島謙三郎、多賀谷熊五郎の三氏を撰定し去る十四日縣廳へ出頭して願書送呈の手續を經て即日上京し目下專ら運動中なりとかや

◎長野縣蠶業家大會の結果　此程全縣下上田町に於て開きたる信濃蠶業同窓聯合會大會に於ては大多數を以て蠶業檢査法案を可決したれば總代員數名を上京せしめ全縣下の輿論として主務省に建議し議案を議會に提出あらんことを勉め目下其運動中なるが其目的は己成蠶種檢査方法は器械的檢査を爲すものにして到底實効を奏する能はざれば之を改正して各種類に付き一割づゝを檢査し病毒百分の五以内なるときは全部を合格とし若し百分の五以上の病毒を認むるときは更に進んで順次一割づゝを檢査し百分の五以内に至るを認めて之を止めんとするにあり而して此檢査法は自家用種と販賣用種とを問はず一般に適用するの精神なりとぞ

◎神奈川縣蠶絲業組合の役員　過般開きたる全組合員の定式總會に於て委員を改撰せしに澁澤作太郎、若尾幾造、茂木總兵衛、原善三郎、小野光景、吉野吾三郎、飯島勇造の七氏當撰したるに由り更に互撰を以て頭取、副頭取を撰擧せしに頭取には小野光景氏當撰し副頭取には若尾幾造氏當撰したりと云ふ

◎神戸生絲檢査所に就ての調査會　神戸商業會議所に於ては去る九日を以て兵庫縣知事の諮問に係る生絲檢査所設置の調査委員會を開きて調査の方針を議定したるが其重なるものは檢査所は或る程度迄の制限に止めて設置の必要ある事、生絲貿易の發達を計るに就ては關西同業者の團躰組織を必要とする事、荷爲替の便を得せしむる事、倉庫の設置を要する事等なり

◎顯微鏡使用講習の好成績　福島縣下伊達郡伏黒村に於ける顯微鏡講習所にては敎師の熱心と生徒の奮勵とに由り風雪凜冽として氣候の冱寒なるにも拘はらず第一期講習開所以來僅かに二十餘日の間に六回の小試驗を執行したるに毎回好成績を得て已に蠶躰解剖等の域に迄進みたるが時恰も陰曆の歳暮に迫り家事多忙の期となりたるを以て去る六日第一期の結了試驗を執行したるに頗る好果を收めたれば所員の滿足此上なくして翌七日盛大なる閉所式を擧げたりしが尙ほ第二期の講習は舊曆正月を以て着手する筈なりとぞ

◎米國機場の日本生絲　此頃米國パタソン機場を實見して歸朝せる人の直話によれば近來同機場に於ては日本生絲の使用を止めて之に代ふるに支那上海の器械製絲を以てせんとする傾きあり所は支那絲の價格低廉なるによるも主として完備せる製絲器械を用ひて絲質の甚だ佳良なるものを產出するに原因し追々と需要額を增進して昨年の如きは六千梱以上に達せり之に反し日本生絲は纇節多くデニール不齊にして兎角不良なるもの多きより不評を來すに至れるものなりと云ふ今にして此弊を矯正せざれば恐るべきの結果を見るに及ぶも計り難く注意すべきことなるべしとなり

◎桑葉萎縮病原因及撲滅方法に關する建議案　同案は此程衆議院議員木暮武太夫氏外三名に由りて堤出せられ佐々木政乂氏外三十五名の贊成者を得たるものなり即ち左の如し

生絲は本邦輸出品の首位を占め養蠶の豐凶は國家經濟に至大の關係を有す而して桑樹の良否と其供給の多寡は實に斯業の盛衰に關する最も大なりとす然るに近來桑樹に萎縮病と稱する一種の植物病

を生じ其の病毒各地に蔓延し今や本邦の桑樹に殆んど其害を被らざるものなきに至れり而して其の原因未だ明瞭ならず隨て豫防及撲滅の方法を得る能はず養蠶當業者の最も憂慮する所なり故に政府は速に相當の方法を設け之れが調査研究をなし其病因を明にし豫防及撲滅の方法を當業者に知らしめんことを望む

◎横濱生絲檢査所の起工　全檢査所の位地に就ては已に前號の會報にも掲載せしが遂に横濱共同倉庫の空地三百五十餘坪を借入るゝことゝなりて本月より建築に着手し六十日以内には竣成せしむる筈にて該建築は二階造なる由全敷地に關し横濱市會は去る六日に開議して左の議案を可決し市參事會をして貸與の交渉を爲さしめたりと云ふ

市第七號議案

共同倉庫敷地に接續する明地の内居留地に接する方間口廿八間九分二厘、奥行十二間三分八厘坪數三百五十八坪二勺九六

此貸地料一ヶ月金百六十一圓十三錢三厘一坪金四十五錢

右は生絲檢査所用地として前記の貸地料を以て同檢査所へ貸付するものとす但貸付期限は二十ヶ年以内に於て市參事會檢査所と協議決定するものとす

同上地所に屬する建物等の内

一煉化造倉庫一棟此賣却代金四百圓六十八錢一坪金三十圓

一木造平家建一棟此賣却代金廿七圓四錢一坪金四圓

右は前記の代金を以て生絲檢査所へ賣却するものとす

一門及石塀

右生絲檢査所に於て不用に屬する場合には同所の費目にて取毀ち分解の儘地所に保存するものとす

◎生絲檢査所器械及掛員　横濱及神戸の生絲檢査所に備へ付くべき檢査器械は佛國里昂へ注文中なるが來月中旬迄には到着する豫定なる由而して兩檢査所詰の技師以下技手、書記、雇員等は尚ほ未定なるも是亦來月に至らば夫々決定して赴任する筈なり又横濱檢査所の顧問として傭聘する佛國里昂の製絲家某は豫て事業に熟練の聞えある人にて其月給は五百圓なりとぞ

◎米國の蠶絲及絹物輸入高　北米合衆國紐育に於ける亞米利加絹業協會の報告に據れば昨年十二月中合衆國へ輸入せし蠶絲及絹物類の輸入高は左の如し

生絲の部			
紐育を經て	七三四	一六九、一三六	六七四、七九二
桑港を經て	三、一九七	四一九、三四七	一、三九九、三二九
計	三、九三一	五八八、四八三	二、〇七四、一二一
屑物の部			
紐育を經て	六三三	二〇〇、五〇〇	八五、〇一五
絹物の部			
紐育を經て	——	——	一、五三二、四八七

又昨年一月一日より十二月四日に終る間に於て同國へ輸入せし羽二重及絹手巾の數量は左の如し

日本羽二重	六九、九九一反	日本絹手巾	五八〇、九六三打

◎佛、伊、西三國の繭産出高　昨年十二月發兌の英國商務月報に掲載したる里昂蠶絲業雜誌に據れば昨年即ち一千八百八十五年に於ける西歐羅巴諸國の繭産出高は殆ど四千九百萬基、又一昨年即ち一千八百九十四年の同産出高は五千五百三十三萬七千基にして此内三千八百五十萬基は伊太利に、九百三十萬基は佛蘭西に、百二十萬基は西班牙に屬するものなり

◎上州の昨年度收繭高　群馬縣下を通じて昨二十八年に於ける養蠶の景況は氣候適順の結果として收繭多く即ち春蠶は十八萬二千九百五十一石にして二十七年度よりは三萬四千六百七十七石の增加を見たり又夏蠶は六千九百六十三石にして此石數は二十七年度に比すれば二萬八千五百十一石を減少せり此は全く飼育者の減少に基くものなり又秋蠶は一萬九千六百八十六石にして二十七年度に比すれば二千六百八十七石の增加なり而して春蠶の當時は縣内飼育の戸數八萬二千五百六戸なりしと今や春夏秋三季の收繭に就て之を細別すれば左の如し

繭種別	春蠶	夏蠶	秋蠶
繭	一四五、三二四石	五、二九五石	一四、七〇五石
玉繭	一七、三九七	九〇五	二、八五四
出殼繭	三、一三三	一〇五	九六
屑繭	一七、〇九七	六六一	二、〇三一

◎信州の昨年度夏秋蠶　長野縣下に於ては昨年春蠶好況の爲め桑葉少なかりしを以て夏蠶の飼育者を減ぜしと且つ飼育季節中に降雨多くして濕潤なりし爲めと病蠶を生じたるとに由り其の繭高は前年より僅かに千五百石の增加に過ぎざるも平年に比すれば尚ほ三萬一千九百十三石の增收あり、又秋蠶は氣候不順にして種々の病蠶を發生したるに由り六七分の收繭なりしも夏蠶の失敗を補はんが爲め掃立數の大に增加し居るにぞ前年に比して三萬七千八百五十一石平年に比して五萬五千二百六十九石を增收せり乃ち其産額は左の如し

	夏蠶	秋蠶
繭	九、九四九六石	八、四九九〇石
玉繭	一、三七二九	一、五六三七
出殼繭	三一三五	二五一〇
屑繭	六二〇五	八〇五四
計	一二、二五六五	一一、一一九

又之を去る二十三年來の毎年産額に比較するときは實に左の如し

年度	夏蠶	秋蠶
二十三年	五、七八六三石	三、二二二〇石
二十四年	八、五二三四	四、八七七〇
二十五年	八、五三三五	六、三四一三

二十六年	一〇、三二六七	六、一八七四
二十七年	一一、一五六〇	七、三三四〇
二十八年	一二、二五六五	一一、一一九一

而して夏蠶の飼育戸數は九萬五百二十三戸にして蠶種の掃立枚數は十三萬二千六百七十七枚なるが故に飼育戸數一戸に付き平均收穫は一石三斗五升四合、蠶種掃立一枚に付き平均收穫は九斗二升四合、前年に對する增收歩合は八厘三毛、平年に對する增收歩合は三割五分二厘に當り又秋蠶の飼育戸數は八萬四千八百九十五戸にして蠶種の掃立枚數は十五萬九十七枚なるが故に飼育戸數一戸に付き平均收穫は一石三斗一升、蠶種掃立一枚に付き平均收穫は七斗四升一合、前年に對する增收歩合は五割一分九厘七毛、平年に對する增收歩合は九割八分八厘三毛に當れりと云ふ

◎**莊内簡易蠶業學校**　今回山形縣下莊内に設立せらるべき莊内簡易蠶業學校にては本科別科の二種を設け修業年限は本科を二ヶ年別科を十ヶ月と定めて蠶業に關する學理及實業を授くるは勿論尙ほ實地練習をも爲さしむる筈にて學年は本科は毎年八月に始まり翌年七月に終り別科は毎年十月に始まり翌年七月に終る又入學志願者の資格は十四年以上にして尋常小學校を卒業し若くは之と同等以上の學力を有し品行端正身躰健全なるものにて授業料をば徵收せずとの事なり又同校にては蠶種、蠶蛾、蠶繭、蠶蛹の學術的檢査の依頼にも應ずる由

◎**京都撚絲株式會社**　同會社にては一株二十五圓に對して十二圓五十錢を第一回拂込金と定め過般已に拂込を終れり而して同會社は工務商務の二部を設置して商務部は西陣今出川通り大宮西へ入る町に出張所を設け同所にて撚絲及西陣諸織物の原料等を販賣することゝし又海外直輸は此程伊國商館へ鳥本撚絲を輸送せしが其結果眞好なるに於ては特約直輸を爲す趣同會社の資本金は目下五萬圓なるも早晩十萬圓と爲す見込にて第二回の拂込は來る四月なる由なり

◎**原種用蠶種再檢査願**　群馬縣佐位郡島村の蠶種製造業者百十六名の總代として田島林平、町田勘十郎の兩人より同縣廳に向て過般標題の如き出願を爲せしに却下せられたる爲め其後更に出願を爲したりとの事なるが遂に如何なりしや

◎**信濃蠶業合資會社**　此度設立する同會社は已に登記をも了したるが其營業は蠶種、桑苗、蠶網の三品委托販賣を爲すものにして此地方には必要缺くべからざるのみか從來未だ盡さゝる所をば備具したるものなり元來此地方には分業の法未だ行はれずして前記三品の如きは土地の特產物にして多額を產出し他府縣に向て輸出することの大なるにも拘はらず是迄製產者は販賣者を兼ね居り別に製產者を監督して汎く需用者の便を圖る問屋の如きものあらず但蠶種に至りては二三問屋の無きにあらざるも孰れも一時の利を貪ることに汲々し品質粗惡のものを高價に賣り付くるの弊あるを以て需用者は概ね是等の問屋より蠶種を購求するを欲せず直接に製種家に注文するを常とせりされば製種家は一方には販賣者となりて養蠶に繁忙なる時節に於て來客に接し商賣の掛引をなす等にて自然養蠶を粗略にするの傾向となり且つや製種家の間に於て互に相嫉視し自家の蠶の中れるを吹聽して他の飼育の劣れたることを揚言するが如きことあり同會社は全く是等の弊を矯正せんが爲めに設立したるものにて製產者と需用者の間に立ちて兩者に益することを勉め蠶種は其原種を又他の二品は其材料を撰擇して製

産者に與へ更に其製出したるものを檢査して純眞品に限り之を需用者に販賣し尙は各府縣にも代理店を委托して汎く其供給を圖ると云ふ

◎生絲の中より鐵棒出づ　前號の會報上にも生絲の荷造中に不正のものありしことと揭げたりしが又しても斯る雜報種あらんとは洵に歎かはしきことなり此程横濱の生絲問屋若尾商店より甲九十番館へ賣込たる尾州開進社器械十一個を同館に於て檢査の際に其中より長さ四寸五分目方十六匁の角鐵棒一本顯れ出てたる由なるが是迄迚も提絲抔には隨分斯る惡手段を施したるもの無きにしもあらざれども器械製絲中に斯の如き不都合ありしは始めてにて目下嚴重に掛合中との事なり

◎神榮會社の事業擴張　神戸に於ける同會社にて今度更に資本を增加し又同會社の横濱支店は從來の株式組織を變更して資本金二十萬圓の合資會社となし來る四月より生絲檢査所の開始せらるると同時に海外直輸貿易を營まんとて目下夫を計畫中なりとぞ

◎生絲檢査所處務規定　同規定は二月二十一日農商務省訓令第三號を以て左の如く定めらる

生絲檢査所處務規定

第一條　各生絲檢査所長は官制の定むる所に從ひ法律命令の執行及主管事務の整理に付其責に任ず

第二條　各生絲檢査所長事故あるときは部下の官吏に代理を命じ又は主管事務の幾分を委任し自己の名義を以て之を處辨せしむることを得

第三條　各生絲檢査所長は事務整理の爲め經伺の上所中處務細則を設くることを得

第四條　各生絲檢査所長は判任官以下の歸省看護募參轉地療養願を許可し及除服出仕を命ずることを得

第五條　各生絲檢査所長は月俸拾貳圓又は日給五拾錢を超へざる傭員の採用解免は之を專行することを得

第六條　各生絲檢査所長は其主管事務に付各官廳に照會往復することを得

第七條　各生絲檢査所長は檢査請求者に交付すべき生絲檢定證に署名すべし

第八條　各生絲檢査所長は毎年五月及十一月檢査成蹟を農商務大臣に報告すべし

第九條　農商務大臣に經伺又は報告を要する事項は農務局長を經由すべし

◎廣島縣蠶種檢査成蹟　大日本蠶絲會員　池田幸之助氏報

一檢査は廿八年十月十九日に始め廣島市、高宮郡可部町、賀茂郡西條町、深津郡福山町、三次郡三次町、三上郡庄原村の六ヶ所に於て施行し廿九年一月十一日に終れり

一受檢人員は九十八人にして前年より三人を增せり

一檢査蠶種の數は親蛾檢査四萬八千四百五十蛾、卵種檢査千百三枚にして之を卵紙枚數に改算すれば前年より六百四枚を增せり

一檢査總數に對する廢棄の步合は親蛾百に付二十九蛾四分三厘九毛、卵紙檢査百枚に付九枚六分一厘にして之を前年に比すれば卵種檢査に於て〇、七分八厘を增せり而して親蛾に當ては前年に於て之を行はざりしが故に比較するに由なし

編者曰く池田氏は尙ほ詳細なる成蹟表をも添えられたれとも本號は餘白に乏しきを以て已むを得

ず割愛せり

◎岩手縣二戸郡の蠶況　同縣二戸郡福岡町に於ては曩に町農會を設け又同町の青年有志者は二戸青年農會を設けて專ら殖産に汲々たるが爲め蠶業の發達も拭目すべきものありとのことにて伊藤恒三郎氏より青年農會の調査に係る昨二十八年の二戸郡養蠶成蹟表を寄せられたれども記事輻輳の故を以て其全文を掲載するを得ざるに由り其要を摘抄せんに郡内十五町村に於て指立たる原種は千五百六十五枚、收繭八百八十二石、玉繭百四十七石四斗、屑繭七十二石五斗、飼育戸數九百四十六戸なり

◎甲斐絹業組合の成立　山梨縣北都留郡甲斐絹業組合創立會は本月三日同郡役所内に開會せしに始め定め置きたる創立委員廿五名中廿二名參會し監督として縣廳より派遣せし八田技師は鶴飼郡長と共に列席して開會式を行ひ技師は縣令發布の理由及精神のある所を説明し郡長よりは豫て參考として編製し置たる規約の草案を各委員に配布し此の日は熟閲の爲め閉會し翌四日より五日に渉り熟議の末規約は草案に多少の修正を加へて決議し尋で組長以下の役員を撰擧せしに當撰者は孰れも承諾せしを以て直ちに認可願書を調製し玆に全く閉會を告げたり郡の公共的事業として如此熱心に且つ圓滑に功を奏したるとは未曾有の結果と謂ふべく今や已に一ヶ年の產額三百萬以上に上る本縣特有の名產なれば今後此の組合にして益改良の實を擧ぐるに至らんには遂に如何なる聲價を宇内に博するや圖り知るべからず實に斯業の爲め一大白を浮べて祝すべきなり（大日本蠶絲會員今井保一郎氏報抄錄）

◎前田正名氏の宣言　仝氏が中央生絲貿易株式會社の設立を必要なりとし關西九州當業者に向てなしたる宣言は左の如し

昨五月生絲檢査所法發布せられ本年四月を以て之を横濱神戸の兩市に開設せられんとす、思ふに此擧決して偶然に成れるものにあらず、由來實に久しく因あり果あり、即ち系統的運行の結果に外ならざるを信ず、今其一二を云はんか、一昨廿七年中九州關西關東の聯合蠶絲業大會相續て起り終に同年末第一回全國蠶絲業大會を東京に開くや、各府縣有力熱誠の當業者諸氏相會して、斯業の最大急務たる組織機關に係る件々を講究し、其結果或は之を政府に建議し、或は之を議會に提出す、其數實に十餘項、而して生絲檢査所設置のこと實に其一要項にてありし、一國重要の物產に係る全國當業者一致の希望は軍國多事の際に於ても、優に其間を潤歩して兩議院を通過し、終に法律の發布を見るに至りたるもの、換言すれば多年當業者の熱望と盡力とに由り多くの沿革を經て漸く此一物を獲得したるものたり、之を偶然に湧生せるものと爲さば曾に其本源を誤まるのみならず、此の如きの觀を以て此檢査所を待つが如くんば、終に其効用を全くする能はざるに至らんも亦測り知るべからざるなり

今や此繭綿せる因由の下に中央生絲貿易株式會社なるものを神戸市に置くの必要あるを認めり、是れ決して俄然勃興せるものと爲す可らず、多年全國當業者の希望を玆に初めて事實に顯はすものたるに外ならざるなり

吾邦海外輸出生絲の取引は從來獨り横濱の一港に限られあるを以て、關西九州府縣下の製絲業者に在ては、土地遠隔の爲め往來見聞の便を缺き、動もすれば商機を失ふの不利極めて多し加之同港取引上の積廢は彼が如くにして今や容易に洗除し難きものあり、是れ實に關西九州蠶業上の發達に言ふ

べからざるの妨げあるや論を待たざる所なりとす

關西二十一府縣及九州七縣下の蠶絲產額を算するに、略四萬梱の多きに達し、最近六年間に一倍强の增加を見、尙ほ愈々增殖しつゝあるは顯著なる事實にして、且其品質の改良も亦之に伴ひ關東地方有名製絲の上に凌駕するもの亦乏しからずとす、而して未だ以て大に聲價を發揚し正當の利益を收むる克はざるは何ぞ、他なし賣買市場に遠隔せるの不便少からざると取引上の秩序正しからず而かも彼外商の專橫斯業進步の前途を遮斷するものあるが爲めたると固より言を待たざる所にして、且つや之に對する關西九州蠶絲業者の協同一致尙未だ全からず、其力甚だ薄弱にして多數一齊の製絲を合賣せざるの致す所たるに外なるざるなし、而して今や團體の組織略ぼ其形体を具へ生絲檢査所亦將に開設せられんとす、是れ全國當業者が關西九州蠶絲業者を驅て眞正生絲貿易の途を開發するの任に當らしめたるもの、豈に踟躕逡巡此好時機を空過すべけんや若し夫れ當業者此好機を逸せんか、全國蠶絲業者の一大希望を以て二たび前日の覆轍に陷らしめ擧げて當業者以外の貪婪を飽かしむべき好餌となり了らんと恰も明鏡に對するが如きものあり

今日の神戶は神戶市の神戶にあらず、實に關西九州の神戶たり、日本國の中心市場たり、故に此地に秩序正確なる生絲貿易の新市場を開かんか、啻に關西九州當業者の一大利益なるのみならず、橫港の積弊を矯正し其利益を關東地方に普及すると亦實に偉大なるものあり、矧んや外人の專橫を挫き眞正對等の貿易を開始せば其利益を被むるもの唯り蠶絲業のみならざるをや、且や昨年來貿易銀行なるもの神戶市に起り次で貿易倉庫會社の設立を見るに至る、是れ皆生絲貿易の開始に伴ふべき機關にして相待つて其用を爲せるものたり、

今や此中央生絲貿易株式會社の創立を必要なりとするに際し、大に當業者の決心を促さゞるを得ざるものあり、即ち本會社は全然關西九州製絲實業者の同盟首唱を以て發起し、彼の當業に些の利害をも有せざる局外者流に任托すべからざるの一事即是なり、二十餘年間天下の事業は多く是等不生產的實業家の左右する所となり、主客殆ど其地を顚倒せること久し、蓋し眞正實業家の力足らざるに原由せり、然れども今や當業者は團體を組織し協同一致の原動力を作爲せり、豈永く彼等の手中に托すべけんや、當業者這般の決心は實業を振興せしむる所以、而して團體組織の効實に玆に存し本會社の特色亦此一點に在るを要す、

抑々本會社設立の必要は昨年大分に開かれたる九州七縣聯合蠶絲業大會滿場一致の決議を以て是認せられたる所、而して之と同時に兵庫縣下有力の當業者諸氏亦此會社設置の經營あるを聞く、實に團體組織の目的を遂行するに於て機一髮の時なりと云ふべし、思ふに諸氏會同の期亦遠からざるべし、關西九州各府縣の當業者たるもの協同一致此擧の成立を速かならしめんことを、

若し夫れ創設の順序、營業の方法、資本金額等の如きに至ては宜しく發起會に於て之が決定を爲すべし、中央本部は只其要を宣言して當業者の興起に待つあるのみ請ふ之を諒せよ、

◎農務局蠶業試驗場千葉同窓會　同場千葉縣出身者は同縣蠶業の振はざるを慨嘆し去る一月十四日同窓會發起會を千葉町梅松別莊に開き種々協議の末同窓會に於て養蠶傳習所を開設することに決定したり此擧に盡力せしは花壇文藏、相澤善藏、川村彥三等の諸氏にして同會規約及傳習所規則

は左の如し

農務局蠶業試驗場千葉同窓會規約

第壹章　名稱及び位置　第一條　本會は農務局蠶業試驗場千葉同窓會と稱し事務所を當分の内千葉町に置く　第二章　目的　第二條　本會は同窓者の團結を鞏固にし共に同方向の運動を爲し縣下蠶業の改良發達を圖るを以て目的とす　第三章　會員　第三條　本會は農務局蠶業試驗場千葉縣出身者を以て之れを組織す　第四章　役員　第四條　本會に幹事二名を置き諸事を掌らしむ　第五條　幹事は會選を以て之れを定む但し任期は滿二ヶ年とす　第六條　幹事は無給とす時宜に依り報酬を付與することあるべし　第五章　集會　第七條　毎年三月總集會を開き本會に關する一切の事件を議定するものとす但し時宜に依り臨時會を開くことあるべし　第六章　雜件　第八條　本會の協議に依り養蠶傳習所を設ることあるべし　第九條　本會の意志を發表する爲め機關雜誌を發行するとあるべし　第十條　本會の經費は總て會員の負擔とす　第十一條　本會の趣旨を贊襄し金員物品等を寄附するものあるときは寄附者の姓名を帳簿に錄して永く之れを保存し且新聞紙に廣告するとあるべし

千葉縣蠶業傳習所設立趣旨

本所は農務局蠶業試驗場千葉縣同窓會員が縣下蠶業の趨勢を熟視し今や時期個々默過すべからざる焦眉の秋に會せるを以て一致協力縣下蠶業界の犧牲となり改良進歩を謀らんがため茲に同窓會員が數年の間だ縣下各地に在て學理に基き氣候風土を參酌し實業上覺得せる養蠶術則ち千葉縣育法を弘く縣下當業者に發表せんとの微衷より計畫する所にして先以て本年度より獨立開所生徒を養成せんとするも本會の微力諸般の準備を遂るは容易の事にあらざれば本會が安全の基礎を求め得て縣下適當の地を卜し桑園及び蠶室を構成し從て器具等の完備する迄印旛郡佐倉町吉田傳左衛門氏と特約を結び其間同氏に依托するとと爲せり今傳習所規則を擧れば左の如し

千葉縣蠶業傳習所規則

第一條　本所は農務局蠶業試驗場千葉縣同窓會員の組織を以て成立す　第二條　本所は農務局四ヶ原蠶業試驗場に於る養蠶法に則り專ら本縣下の氣候風土を參酌せる千葉縣育法及び學術大意蠶種檢査法等を教授し併せて縣下蠶種の改良を謀るを以て目的とす　第三條　本所は千葉縣蠶業傳習所と稱し傳習場は印旛郡佐倉町に設置す　第四條　本所の生徒たらんことを望む者は左の各項に合格せんことを要す　第一項　鉢格强壯のもの　第二項　年齡滿十七年以上のもの　第三項　品行方正のもの　第四項　學力尋常小學卒業以上のもの　第五條　本所に於て教授すべき生徒の人員は一期貳拾名を限りとす　第六條　本所生徒の入場期日は毎年四月一日を以てし退場は六月三十日限りとす　第七條　本所へ入場を乞ふ者は前年七月一日より十二月三十一日迄に第一號書式の願書を認め蠶絲業組合事務所の認印を得佐倉町千葉縣蠶業傳習所事務所へ差出すべし但し滿員したるときは謝絶するとあるべし　第八條　本所生徒自身の費用は都て自辨たるべし　第九條　本所生徒の修業は一ヶ年を一期とし二期を以て全科修業期とす　第十條　本所生徒は一學期毎に第二號書式の修業證を附與し全科修業のものは第三號書式の卒業證を附與するものとす　第十一條　本所に於て教授すべき科目は左の如し　蠶學大意　養蠶術講義　蠶種檢査法　桑樹栽培法附肥料論　養蠶術實習　生繭殺蛹法　繭貯藏法　第十二條　生徒の試驗は各科の要點を質問し其答辯若しくは筆記及び勤惰表に依り優劣を判し修業證書を附與す　第十三條　試驗は教授員之れを行ひ所長監督員臨席す　第十四條　本所蠶室に出入するときは必ず教授員に告げ其許可を受くるものとす但し參觀人心得及び生徒心得は別に之を設く　第十五條　教授員の特選を以て生徒中に取締一名書記一名を置く但し取締は生徒の品行を規し意惰を監視し役員の命に從ひ總ての取締を爲すものとす　第十六條　生徒中性質意惰又は教授員の指揮に背き品行不正にして成業の目的なき者は退所せしむるとあるべし　第十七條　本所の印章を定むる左の如し

方一寸五分

千葉縣蠶業傳習所印

方一寸五分

第十八條　本所に備へ置く帳簿左の如し　所員名簿　生徒名簿　經費出納簿　記錄簿　日誌　養蠶術明細錄　第十九條　本所役員を定むる左の如し　所長一名　教授員二名　監督員一名　會計掛壹名　書記壹名　協議員未定員　第廿條　所長は本所一切の責に任して諸務を管理す　第廿一條　教授員は本所の規定に隨ひ專ら生徒の教授を掌るものとす　第廿二條　監督員は本所一切業務の監査を爲すものとす　第廿三條　協議員は總て本所に關する會議に列し利害得失を協議するものとす　第廿四條　會計掛は所長の指揮に從ひ本所一切の金員出納を主り其決算明細書を調整するを以て任務とす　第廿五條　書記は所長の指揮に從ひ本所一切の記錄を編纂し且往復文書報告等のことを掌るものとす　第廿六條　所長及び監査員は名譽職とし其他役員の報酬及び旅費日當等は毎年同窓會通常會の評決に依るものとす　第廿七條　此規則を改正補削するは同窓會總會の決議にあらざれば變更するを得ざるものとす

第一號書式

傳習所入場願

證券印紙

一私儀明治何年度傳習所に入場の上御所規定の養蠶科目傳習相受度御許諾の上は御規則堅く相守るべく候尤も在場中一身上に關する義は都て身元引受人に於て引受け御所へ御迷惑相懸け申間敷候依て一同連署を以て相願候也

千葉縣郡村字番地族籍
氏　名
年月日生

右本人
氏　名印
父兄
氏　名印
身元引受人
氏　名印
何郡町村蠶絲業組合委員長
氏　名印

年　月　日

千葉縣蠶業傳習所御中

第二號書式

千葉縣郡町村字番地族籍
氏　名

一　壹學期修業候事

年　月　日

千葉縣蠶業傳習所㊞

第三號書式

千葉縣郡町村字番地族籍
氏　名

一　全科卒業候事

年　月　日

千葉縣蠶業傳習所㊞

◎生絲檢査所員及同商議員　岡本金一郎、高橋元助、松本眞三郎の三氏は生絲檢査所技手に大塚良太郎、伊藤恒三郎の二氏は同技術雇員に平野師應氏は同書記に此程夫々任命し又正六位原善三郎、從六位高木三郎、小野光景、若尾林平、伊藤富次郎、澁澤作太郎、三宅忠藏の七氏は本月二十二日同臨時商議員を仰付られたり

◎內外蠶種の試驗成蹟對照　農學士河原次郎氏が農學校に於て曩に飼育したる蠶種赤熟、青熟、鬼縮、又昔、小石丸、黃繭、白龍、黃雪、北海道小石丸、楮蠶（以上一化蠶）熊蠶、夏蠶（以上二化蠶）清國種白繭、伊國種白繭（以上外國種）等の繭に就きて絲長、絲量、纖度、直徑、强力、伸度、顆節、切斷、解舒、屑絲量の各試驗を行ひたる成蹟を聞くに赤熟、青熟、鬼縮、小石丸、又昔等は本邦家蠶中の良種なるを以て佛國里昂生絲檢査所に於て諸外國產各種の蠶繭を檢査したる成蹟に對照するに直徑は伊佛產のものより太からず小石丸、又昔の如きは細纖なりと稱する所の清國產の蠶絲に比して略同等に位し强力、伸度も二化蠶を除くの外は概ね外國產に劣る所なかりしと云ふ

◎名古屋蠶絲株式會社　愛知縣名古屋市の太田某、村瀨某外三氏の發起にて今回同市玉屋町に名古屋蠶絲株式會社といふを設置せり資本金は九萬五千圓にして株數を八百株とし一株に付き二十五圓宛なり其目的は繭絲、屑物の委托販賣幷に物品賣買兩主の中間に立ち双方の便利を圖り斡旋の勞を執るを主とし又物品に對し荷主の都合に由りては會社自ら賣買を爲し利益を增進する等の事をも務むる由にて既に認可を願出でたりとぞ

◎養蠶紀念碑の建設　長野縣更級郡眞島村の蠶種製造家中澤孫八氏は創業百年祭を執行せんと

の目的にて年々の收穫高二百五十貫目餘の重量に擬し三尺五寸の瑞玉形の紀念碑を製して同村内に鎮座せる養蠶神社の境内に建設し去月三十日を以て盛大なる祭典を執行したる由なり

●緊件稟告

第五回大集會は去る一月十八日の評議員會に於て來る三月十五日と決定せしが同日は會場に差支あるを以て已むを得ず**同月二十九日**午前第八時より赤坂區赤坂溜池町三會會堂に於て開くことゝせり但其順序は特別廣告に載す

●入會者

左の諸氏は一月より二月に渉りて通常會員に加入せられたり

東京　木村辨藏　長野　松島彌太郎　福島　佐々木林太郎
神奈川　相澤安右衛門　同　渡邊豐　同　玉手龜次郎
新潟　保科信太郎　宮城　小野富吉　同　佐々木喜三太
群馬　樺澤友松　同　杉岡靖人　同　玉手締吉
千葉　秋谷縫亮　同　上坂賞　同　玉手忠太郎
茨城　久保田傳次郎　同　秀城喜一　同　久保田太治兵衛
同　岩田太郎　同　平塚勇藏　同　龜岡平太郎
山梨　堀内金太郎　同　大山源太郎　同　齋藤市左衛門
岐阜　拜井誠爾　同　色川虎之丞　山形　眞木十郎
福井　和田榮助　岡山　畑信好　熊本　松浦午太郎
同　見島成一　廣島　岡本金一郎　同　日野又太郎
島根　三浦新五郎　高知　山崎德吉
岡山　田村義克　大分　佐藤賢
計　三十四名

右の内にて木村氏は高崎治平氏、相澤　樺澤の二氏は角田喜右作氏孰れも紹介せられ、保科　秋谷　岩田　堀内　松島　齋藤　眞木　三浦　佐藤　松浦　日野の十一氏は各自に申込まれ、久保田氏は久保田松吉氏、拜井氏は庄田誠太郎氏、渡邊　山崎二氏は池上勇次氏、小野氏は由井幹次氏、松岡外五氏は藤木長氏、佐々木外五氏は高田子之吉氏、龜岡氏は細貝順吉氏、和田氏は高田五郎次氏、見島氏は宗石又市氏、田村氏は岡保興氏、畑氏は逸見寅雄氏、岡本氏は高橋信貞氏孰れも紹介せられたり

●死亡者

左の一氏は一月一日死去せられたり

鹿兒島　野崎岩次郎

○正誤　會報第四拾參號雜報欄内三十五頁の初行幹事高橋信貞の下に練木喜三の四字を脱す又全頁九行の前項評議員會の決議に依りの十二字は昏又三十八頁十三行中段の二十八年は二十九年の誤り又四十一頁十四行の一寸六分は一寸一分の誤り

●寄附金受領廣告

一　金拾圓　贊成會員　群馬縣　町田菊次郎君

右は本會第一回品評會の擧を贊成せられ頭書の如く寄附せられたり

一　金壹圓貳拾錢　贊成會員　埼玉縣　木村九藏君

右本會へ寄附せられたり

明治三十九年二月

大日本蠶絲會

●特別廣告

來る三月廿九日(第五日曜日)東京市赤阪區赤阪溜池町大日本農會會堂に於て本會第五回大集會相開き其順序左記の通り擧行致候間萬障御繰合且有志者御誘引御來會被下度此段特に謹告仕候也

附言去月十八日の評議員會に於て本年の大集會を三月十五日と取極めたれども同日は會場に差支あるを以て廿九日と改定せり

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會第五回大集會順序

一　當日午前八時會員參着
二　次に幹事長開會を告ぐ
三　次に幹事前年度執行せし會計及事務の要領を報告す
四　次に會員諸氏演說
五　正午休憩(午餐を供す)
六　午後一時諸員着席
七　次に招待員諸氏演說
　但し農商務次官金子堅太郎、商工局長安藤太郎、農商務書記官志村源太郎、速水堅曹、前田正名、佐々木長淳、市川延次郎、河原次郎、高橋信貞、中山智倚、町田菊次郎、圓中文助、船津傳次平、足立元太郎、木村九藏、白井光太郎、等諸君の演說を請ふ筈なり
八　次に幹事長閉會を告ぐ

右畢て第五回定期會議開會

●會員諸君に謹告す

二十九年度會費未納の諸君は至急御拂込有之度尤も支會の設置有之地方の會員諸君には其支會へ直ちに御拂込相成度候也●郵便爲換は拂渡局を東京神田郵便局に其證書中「差出人は此處に受取人の宿所氏名を記すべし」とある下に「東京神田區美土代町二丁目一番地大日本蠶絲會」と御記入相成るべし●現金にて通運便に托し御拂込の節は配達賃必ず御拂込濟に相成るべし●郵便切手代用の節は必ず一割增しにて御送附相成るべし

明治二十九年二月

●質問者の注意

質問書は半紙又は美濃紙を用ひ必ず一紙に一件を限り其字躰は成るべく楷書或は行書にて明瞭に認め且其住所氏名を明記せらるべし

明治二十八年十二月改正

●大日本蠶絲會規則

右刷成に付御要望の諸君は郵便切手貳錢を添えて其旨本會へ御申越あるべし直ちに送呈す

毎月一回

昆蟲雜誌

第五號來る二十五日發刊一部代金五錢郵稅五厘

本誌は農家の一日も座右を欠くべからざる必要の雜誌たるとは今更喋々を要せず殊に我國敎育上此學の普及を計り學校生徒に至るまで動植物を傷害する害虫類の形狀性質を自然に知らしめ之が驅除豫防法を實行するが如きは尤國家の急務なり幸に本誌の普及と購讀者の多からんことを國家の爲めに切望に耐へざるなり

發行所　東京本所柳島横川町百三十二番地　昆蟲雜誌社

除蟲液

定價　一函貳斗入　代金壹圓八拾五錢

發行以來學士大家の稱贊を得て今や拍手と喝采とを以て八道の國民に歡迎せられんとする除蟲液は水田に發生する稻の害虫を驅除するに最も卓拔なる効顯を有する殺虫液にしてウンカ、イナゴ、アヲムシ、ズイムシ、ハマキムシ其他稻の害虫は凡て此液を用ひて立ろに殺し盡すことを得るのみならず凡ての農作物害虫を驅除するにも亦非常なる好成蹟あり

發賣本舖　東京市本所柳島横川町百三十一番地　東京益農商會

大日本蠶絲會報第四拾參號目次

●論說
○九州地方に於ける桑樹萎縮病の調査　理學士　堀正太郎
○生絲を燃絲にして輸出するの利益　農學士　橋本重兵衛

●寄書
○全功繭を造る原因　北村鏡次郎

●統計
○廿八年全國桑畑段別○廿八年十一月中生絲屑物輸出數量元價收稅統計○廿八年十一月中絹布類輸出數量元價統計

●問答
○蠶兒及蠶蛾の取扱方其他に就て質問并に答○簡便なる蠶種貯藏法を問ふ并に答○殺蛹に就て質問并に答○貯桑方法に就きて質問并に答

●外報
○里昂蠶絲商況○紐育生絲商況○歐米諸國絹布貿易概況

●雜報
○評議員會○技藝委員の囑託○富山縣支會設立認可○大日本蠶絲會員の懇話會○廿八年の生絲及屑物商況○昨今兩年絲價の比較○生絲及屑物千個以上を持越せし問屋○支那繭の用途及其輸入○鹿兒島縣の蠶種改良○外商の瞞着荷主の當惑○世界各國の生絲產出及其消費○本年の春挽製絲は如何○第三回蠶絲業大會○九州三縣桑畑段別并に桑樹萎縮病○甲斐絹業者の奮發○生絲檢査所臨時商議員規程○生絲火災保險會社○生絲にあらずして藁と石○信州製絲工女の收入○信州諏訪の製絲事業○岩手縣氣仙郡蠶絲組合○蠶種檢査成績（八件）○八田達也氏

本報廣告料　一行五號活字廿二字詰前金八錢三十行以上は割引すべし

本報定價　一冊　前金拾貳錢　一ヶ年分　前金壹圓貳拾錢

明治廿九年二月二十八日印刷
同　二月二十九日發行

編輯人　籾山鈞　東京市小石川區小石川水道町卅九番地

發行人兼印刷人　庄田誠太郎　東京市小石川區小石川諏訪町廿八番地

印刷所　株式會社　秀英舍　東京市京橋區四紺屋町二十六七番地

發行所　大日本蠶絲會　東京市神田區美土代町二丁目一番地

明治二十七年八月廿五日遞信省認可